



せいしん
Disclosure
2022

CONTENTS

- 目次・経営理念・静岡信用金庫の概要01
- 令和3年度業績ハイライト・直近5事業年度における主要な事業の状況02
- 中小企業支援・地域活性化への取組み03
- 組織図・役員一覧・主要業務内容05
- 沿革06
- 総代会制度07
- 統合的リスク管理への取組み09
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針10
- コンプライアンス態勢11
- お客様の満足度向上に向けた取組み12
- 店舗のご案内13
- 《資料編》14
- 単体財務諸表15
- 連結財務諸表35
- 開示項目一覧46

◆ 経営理念 ◆

- 1 地域社会の繁栄に貢献する。
静岡信用金庫は、協同組織の地域金融機関として、中小企業の発展と、人びとの豊かなくらしに貢献します。
- 2 お客様の信頼にこたえる。
静岡信用金庫は、お客様を大切に、積極的で、健全な経営をすすめます。
- 3 よき信用金庫人をめざす。
わたくしたちは、知性を磨き、創意と工夫をもって、バイタリティあふれた行動をします。

◆ 金庫メッセージ ◆

街が好き 人がすき

地域社会の繁栄と、お客様の信頼にお応えすることを第一に考えている「せいしん」の経営理念を一言でいい表しています。皆さまにいつまでも「好き」「頼りになる」とっていただける「せいしん」を目指します。

◆ シンボルマーク ◆



金庫名の「S」を中心にして、お茶の葉と蜜柑の葉をモチーフにし、企業とお客様を表した力強い躍動感あふれるマークです。大きな葉のフォルムが、地域とともに生き、地域の皆さまのお役に立つことを目指す「せいしん」の経営姿勢を表しております。

金庫カラー（コーポレートカラー）



■基本カラー せいしんグリーン



■基本カラー せいしんレッド

「誠実」「信頼」を表すグリーンをメインカラーとし、サブカラーとして「情熱」「積極的」を表すレッドを定めました。信頼を大切に、若々しくバイタリティあふれる「せいしん」でありたい、そんなわたくしたちの願いと意気込みを表現しております。

静岡信用金庫の概要 （令和4年3月31日現在）

所在地	静岡市葵区昭和町2番地の1	店舗数	42店舗
電話番号	(054) 254-8881	常勤役員数	549人
創立年月日	大正11年3月11日（1922年）	主要勘定	預金 9,217億円
出資金	15億85百万円		貸出金 3,984億円
会員数	48,864人		総資産 9,996億円

令和3年度業績ハイライト・直近5事業年度における 主要な事業の状況

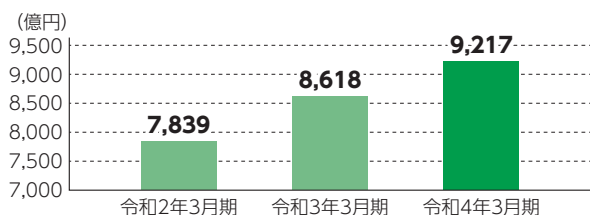
令和3年度業績ハイライト

◆預金積金残高

9,217億円

100周年記念定期預金キャンペーンの実施などにより、前期比599億円増加し、9,217億円となりました。

[預金積金残高の推移]

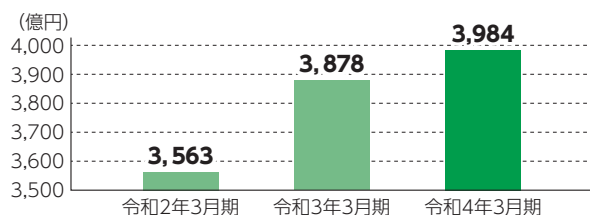


◆貸出金残高

3,984億円

事業者のお客さまの資金繰り支援などに注力した結果、前期比106億円増加し、3,984億円となりました。

[貸出金残高の推移]

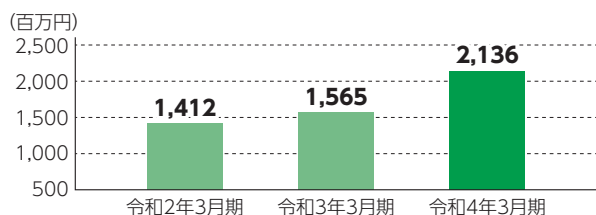


◆当期純利益

21億円

貸出金利息収入と余資運用利息収入が増加したうえ、引き続き経費削減に努めたことで、前期比5億71百万円増加し、21億36百万円となりました。

[当期純利益の推移]

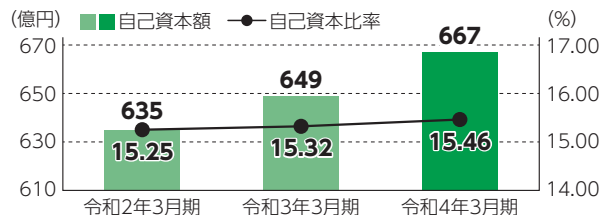


◆自己資本比率(単体ベース)

15.46%

自己資本比率は15.46%と、国内基準(4%)を大きく上回っております。

[自己資本額/自己資本比率の推移]



直近5事業年度における主要な事業の状況

(単位:利益千円、残高百万円)

	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
経常収益	11,582,675	11,953,913	11,141,258	11,319,312	11,614,141
業務純益	2,379,348	2,375,820	2,771,813	2,363,155	2,233,122
コア業務純益	1,900,844	2,027,605	1,841,278	1,938,472	2,574,725
経常利益	2,162,588	2,253,997	1,975,026	2,239,177	2,940,223
当期純利益	1,562,453	1,620,359	1,412,032	1,565,546	2,136,065
預金積金残高	726,236	758,149	783,967	861,881	921,789
貸出金残高	348,356	354,823	356,374	387,827	398,465
有価証券残高	327,337	358,733	372,451	410,370	441,031
純資産額	67,788	70,900	69,680	72,015	69,827
総資産額	799,381	835,130	858,662	939,532	996,133
単体自己資本比率	17.36%	16.17%	15.25%	15.32%	15.46%
出資総額	1,492	1,499	1,519	1,550	1,585
出資口数	2,985,834口	2,998,581口	3,039,099口	3,101,625口	3,170,979口
出資に対する配当金	29	29	29	30	31
(出資1口当たり)	10円	10円	10円	10円	10円
会員数	47,512人	47,657人	47,861人	48,352人	48,864人
役員数	15人	15人	15人	15人	14人
(うち常勤役員数)	8人	7人	8人	8人	8人
職員数	621人	598人	573人	572人	541人

1.単体自己資本比率については、リスク・アセット(リスク・ウエイトを勘案した総資産期末残高)をもとに算出しております。
2.残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

中小企業支援・地域活性化への取組み

中小企業支援

■様々な経営相談を実施

創業期 成長期・安定期 再生期

経営上の諸問題解決など、お客さまの様々なご相談にお応えしております。
令和3年度は、884件のご相談にお応えいたしました。

【令和3年度の相談件数(ご相談内容・件数)】

補助金申請支援	254	事業承継・M & A	244	人材関連支援	152	労働生産性向上支援	67
SDGsへの取組み支援	34	販路開拓支援	13	その他	120	合計	884

■経営支援プラットフォーム「Seishin Big Advance」

創業期 成長期・安定期

全国80以上の銀行・信用金庫の取引先企業や大手企業とネット上で商談できるプラットフォーム「Seishin Big Advance」は、販路拡大・福利厚生・情報収集・事業拡大など、お客さまの経営課題をトータルサポートいたします。

令和3年度は、750におよぶ事業者の皆さまにご利用いただき、県内外の事業者とのマッチング、従業員向け割引クーポンの提供、補助金情報の提供等を実施いたしました。

■人材関連支援

創業期 成長期・安定期

当金庫は、企業の人材確保において、公的機関や民間事業者と提携・連携し、新卒採用、中途採用、兼業・副業、シルバー人材、外国人材のマッチング支援が可能となっております。

■海外展開支援

成長期・安定期

当金庫は、外部支援機関と連携し、海外展開に関する情報提供や課題解決に向けたサポートを実施しております。

海外子会社の円滑な資金調達を支援するため、日本政策金融公庫と「スタンバイ・クレジット制度」の業務提携を行っているほか、貿易代金の回収不能リスクに備えて、独立行政法人日本貿易保険と「貿易保険業務委託契約」も締結しております。

■各表彰制度を活用したブランド化支援

成長期・安定期

当金庫は、先進的な取組みにチャレンジする事業者や、高度な技術を持つ技術者、地域の魅力ある商品に対し、各種表彰制度やプロジェクトの活用を提案することで、お客さまのブランド力向上支援に取組んでおります。令和3年度は、表彰制度・プロジェクトへの推薦や申請の支援を7先実施いたしました。

表彰・プロジェクト名	推薦・申請支援数
中小企業庁「はばたく中小企業・小規模事業者2021」	2先
静岡県「令和3年度 静岡県優秀技能者功労表彰」	3先
静岡市「静岡市中小企業技術表彰2021」	2先

■「経営者保証に関するガイドライン」について

創業期 成長期・安定期

当金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整えております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	1,307件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.25%
保証契約を解除した件数	83件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関としたものに限る)	0件

■経営改善・事業再生への取組み強化

再生期

当金庫は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお客さまをはじめ、業績、財務内容に課題を抱えているお客さまへのご支援を目的として、事業計画・資金繰り計画策定支援を実施しております。また、静岡県中小企業再生支援協議会、静岡県経営改善支援センター(令和4年度より協議会、支援センターを統合し静岡県中小企業活性化協議会が発足)、静岡県信用保証協会等と連携し、専門家を交えた事業再生計画の策定支援にも取組んでおります。

【経営改善・事業再生支援の取組み実績】

(令和4年3月末時点)

経営改善支援取組み先数(a)	(a)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数(b)	(a)のうち再生計画策定済の先数(c)	ランクアップ率(b/a)	再生計画策定率(c/a)
119先	4先	100先	3.3%	84.0%

(注)・(a)は、令和3年度に本部と営業店が連携して取組んだ先数で、期中にランクアップ等により支援対象先から外れた先数も含まれます。
・(b)は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
・(c)の再生計画を策定済の先数には、当金庫独自の再生計画策定先を含みます。

経営情報等の提供

■せいしんビジネスクラブ(SBC)の運営

「せいしんビジネスクラブ」は、若手経営者・後継者の皆さまの経営能力向上、人的ネットワークの構築を目的に、昭和62年より活動を開始いたしました。会員の皆さまに、時代への適応力や、自社を見つめ直す機会、業種の枠を超えた交流の場を提供しております。

令和4年7月に設立35周年を迎え、会員数は375名(令和4年3月31日現在)となりました。今後も、経営研究会や国内外の企業視察など魅力ある事業の実施を通じ、会員企業の経営の一助となるよう努めてまいります。

■地域情報誌「View」の発刊

地域情報誌「View」では、特徴的な経営戦略を紹介する「キラリ地元企業」、新商品・サービスを紹介する「巷で話題の技術・商品・サービス」などを掲載しております。

■調査レポート等の提供

お客さまアンケートを実施し、経営に役立つ調査レポートを発行しております。令和3年度は、下記4本の経営レポートを発行いたしました。

#171 アフターコロナ時代における中小企業の経営戦略について	#172 中小企業のデジタルツール導入への対応状況について
#173 ものづくり補助金を活用した投資効果に係る調査	#174 デジタルツール導入に係る意識調査

■各種セミナー等の開催

令和3年4月に開設した相談センター「kyoten」やオンラインにて、随時、セミナーを開催しております。令和3年度は、インボイス制度オンラインセミナーや中小企業のためのweb活用セミナーなどを開催いたしました。

地域活性化への取り組み・トピックス

■SDGsに取組む組織「SSC(Shizuoka SDGs Community)」を発足

SDGsに取組む企業・団体が互いに連携し、実効ある経営に繋げるための組織として令和4年3月に発足いたしました。取引先企業30社以上が加盟し、オブザーバーとして静岡市、藤枝市、(公財)静岡県産業振興財団、静岡県地球温暖化防止活動推進センター、(公財)ふじのくに未来財団、三井住友海上火災保険(株)に参加いただいております。

■オクシズ漆の里プロジェクトへの参画

漆の産地消で地元静岡の歴史的文化遺産を守る「オクシズ漆の里協議会」のプロジェクトに参画いたしました。令和4年2月には、ウルシの苗木100本を贈呈し、静岡市葵区富厚里へ植樹いたしました。

金融仲介機能のベンチマーク

当金庫は、地域経済の活性化や中小企業の経営支援に資する取組みを積極的に行う「地域密着型金融の推進」に注力しております。この取組みの成果指標として「金融仲介機能のベンチマーク(*)」を活用し、自己点検・評価することで、より質の高い金融サービスの提供に努めております。

(*)「金融仲介機能のベンチマーク」

各金融機関が取組む金融仲介機能(取引先企業のニーズ・課題に応じた融資やソリューションの提案など)の発揮状況を、客観的に評価するツールとして策定されたものです。このベンチマークは、すべての金融機関が公表する「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身のビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」、各金融機関が独自に行う取組みを自己評価する「独自ベンチマーク」から構成されております。

1.共通ベンチマーク

【貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況】

条件変更先	好調先	順調先	不調先
303件	26件	95件	182件

(※)不調先には経営改善計画を策定していない先も含めております。

【創業・第二創業の支援件数】

創業・第二創業	96件
---------	-----

2.選択ベンチマーク

【事業性評価の結果やローカルベンチマーク等を提示して対話を行った取引先数】

対話を行っている取引先数(※)	1,403社
うち、労働生産性向上のための対話を行っている取引先数	331社

(※)当金庫では、ローカルベンチマークを提示した取引先を、各種補助金および経営革新計画の申請支援先と定義しております。

【ソリューション提案先数および融資残高】

提案先数(全取引先数に占める割合)	680社(9.8%)
融資残高(全取引先の融資残高に占める割合)	331億円(14.4%)

【本業支援先数および全取引先数に占める割合】

本業支援先数	455社
全取引先数に占める割合	6.5%

【事業性評価に基づく融資を行った先数および実行額】

融資先数	48社
融資残高	13億円

【本業支援に関連する研修等の実施回数、研修等への参加者数】

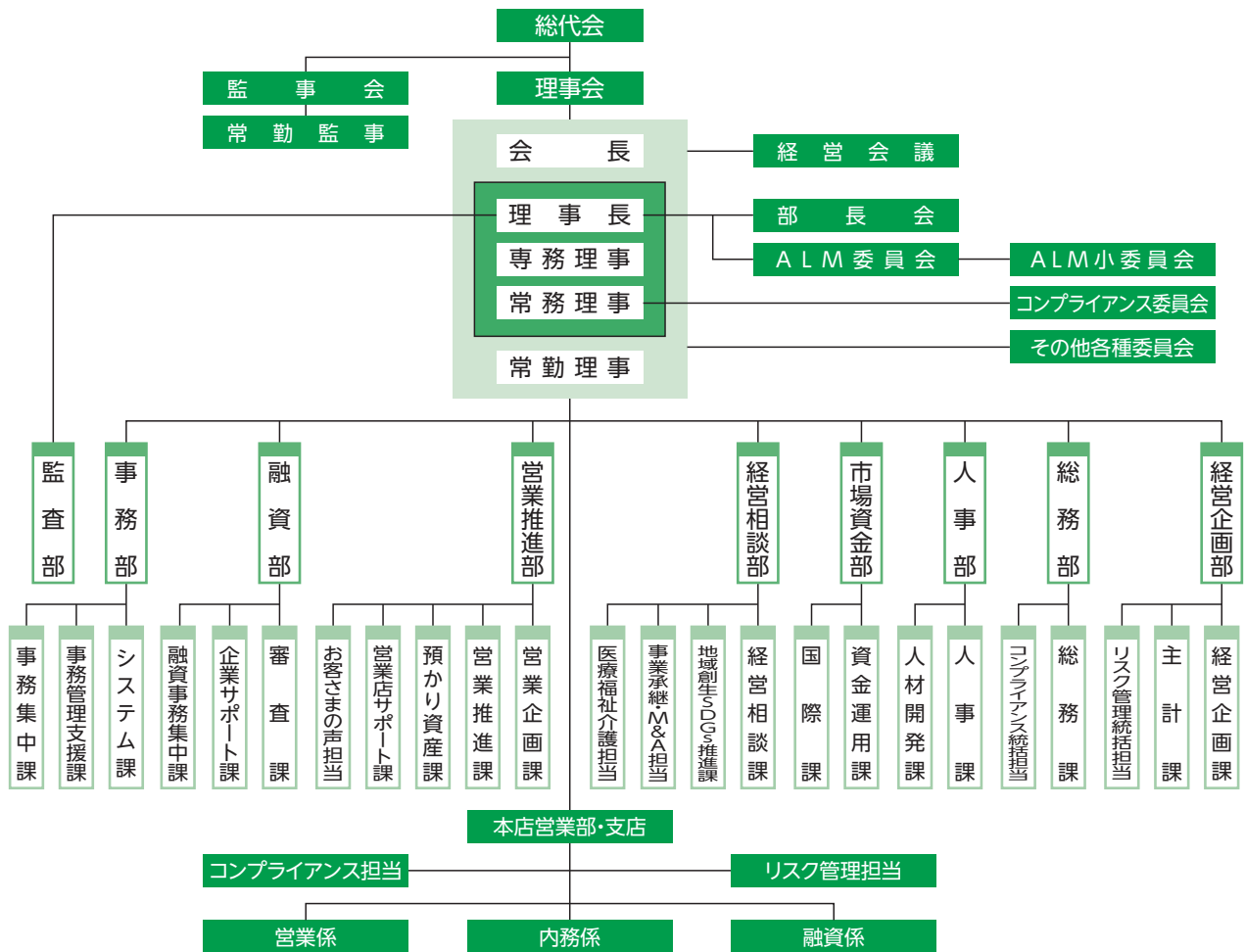
研修等の実施回数	17回
研修等への参加者数	719人

【本業支援に関連する資格取得者数】

中小企業診断士	30人
社会保険労務士	3人
宅地建物取引士	31人
事業承継・M&Aエキスパート	58人
事業性評価3級	173人
その他	13人
合計(延べ人数)	308人

組織図・役員一覧・主要業務内容

◆組織図 (令和4年6月30日現在) 注)必要により部の担当役員をおく



◆役員一覧 (令和4年6月30日現在)

理事長	佐藤 徳則	理事	望月 学	理事(非常勤)	松田 光弘 (※1)
常務理事	松林 俊明	理事	甲野 隆弘	理事(非常勤)	村上 太郎 (※1)
常務理事	鈴木 義行	理事	久保田 篤	監事	丸尾 宗徳
理事	川本 晋輔	理事(非常勤)	江崎 和明 (※1)	監事(非常勤)	足羽 由美子
理事	杉本 昭博	理事(非常勤)	久保田 隆 (※1)	監事(非常勤員外)	大原 和彦 (※2)

(※1) 理事江崎和明、久保田隆、松田光弘、村上太郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 (※2) 監事大原和彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

◆主要業務内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取扱っております。
貸出業務	手形割引、手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。
商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。
有価証券投資業務	預金の支払い準備や資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券等に投資しております。
内国為替業務	振込、代金取立等を取扱っております。
外国為替業務	外国送金その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。
地方債・社債・その他の債券の募集または管理受託業務	公共債の募集受託および登録に関する業務を行っております。
附帯業務	①債務の保証 ②公共債の引受け ③代理業務 ④保護預りおよび貸金庫業務 ⑤金の売買 ⑥国債等公共債および証券投資信託の窓口販売 ⑦保険商品の窓口販売 (保険業法第275条第1項により行う保険募集) ⑧地域活性化等業務

大正	11(1922)年 3月	有限責任信用組合「静岡共同金庫」創立	
	12(1923)年 4月	静岡市(葵区)両替町2丁目において営業開始	
	13(1924)年 3月	静岡市(葵区)中町に移転	
昭和	2(1927)年 3月	静岡市(葵区)本通4丁目に移転	
	6(1931)年 2月	静岡市(葵区)両替町4丁目に移転	
	12(1937)年 11月	静岡市(葵区)七間町1丁目に移転	
	18(1943)年 4月	市街地信用組合に改組、信用組合「静岡共同金庫」となる	
	7月	名称を「静岡第一信用組合」に変更	
	20(1945)年 6月	静岡大空襲により本所焼失、本所を安東支所内に移転	
	23(1948)年 7月	「静岡信用組合」に改称	
	26(1951)年 10月	信用金庫法に基づく信用金庫に改組、名称を「静岡信用金庫」とする	
	34(1959)年 10月	支店数10店舗となる	
	40(1965)年 5月	本店を静岡市(葵区)昭和町(現在地)に移転	
	47(1972)年 3月	創立50周年、シンボルマークを改定	
	50(1975)年 10月	預金量1,000億円達成	
	53(1978)年 7月	支店数20店舗となる	
	59(1984)年 9月	支店数30店舗となる	
	平成	60(1985)年 3月	預金量2,000億円達成
62(1987)年 7月		せいしんビジネスクラブ発足	
元(1989)年 5月		事務センター竣工、稼働	
6月		CI導入、経営理念、シンボルマーク改定	
9月		預金量3,000億円達成	
3(1991)年 6月		支店数40店舗となる	
12月		預金量4,000億円達成	
4(1992)年 3月		創立70周年、記念事業を実施	
7(1995)年 6月		信託代理業務開始	
8(1996)年 5月		東海地区信金共同事務センター加盟	
9月		預金量5,000億円達成	
10(1998)年 11月		本店耐震工事完成	
12月		投資信託の窓口販売業務開始	
13(2001)年 4月		損害保険の窓口販売業務開始	
14(2002)年 3月		創立80周年記念式典挙行	
10月		生命保険の窓口販売業務開始	
15(2003)年 2月		「個人向け国債」募集取扱開始	
20(2008)年 4月		第三分野生命保険販売業務開始	
12月		信用金庫業界初「平成20年度 地球温暖化防止活動環境大臣表彰」受賞	
21(2009)年 6月		「第12回 信用金庫社会貢献賞 特別賞」受賞	
9月		預金量6,000億円達成	
24(2012)年 3月		創立90周年記念式典挙行	
11月		研修センター(草薙支店併設)を新設	
26(2014)年 4月	静岡県事業引継ぎ支援センターにおける「登録民間支援機関」業務開始		
27(2015)年 6月	「せいしん投信インターネットサービス」開始		
29(2017)年	2月	「第20回環境コミュニケーション大賞 優良賞」受賞	
	3月	預金量7,000億円達成	
	4月	「環境 人づくり企業大賞2016 奨励賞」受賞	
	7月	せいしんビジネスクラブ第30回総会・記念式典・講演会を開催	
	10月	「しんきん口座開設アプリ」取扱開始	
31(2019)年	1月	経営支援サービス「Seishin Big Advance」開始	
	2月	「せいしんSDGs宣言」公表	
令和	元(2019)年 10月	「しんきん通帳アプリ」サービス取扱開始	
	2(2020)年	3月	「健康経営優良法人2020」認定
		6月	預金量8,000億円達成
	3(2021)年	3月	「健康経営優良法人2021(大規模法人部門(ホワイト500))」認定
		6月	「第24回 信用金庫社会貢献賞 Face to Face 賞」受賞
		9月	「障害者雇用優良事業所 厚生労働大臣表彰」受賞
	4(2022)年	3月	創立100周年を迎える
3月		SDGsに取組む組織「SSC(Shizuoka SDGs Community)」発足	
3月		2年連続「健康経営優良法人2022(大規模法人部門(ホワイト500))」認定	
3月		預金量9,000億円達成	

総代会制度

◆総代会について

- 総代会は会員の皆さまのご意見を適正に反映するための開かれた制度です。
- 総代会を運営する会員の代表(総代)は、会員の皆さまが信任します。

信用金庫は、協同組織の金融機関で、その構成員である会員によって構成されております。

会員は、出資口数(金額)に関係なく、1人1票の議決権を持ち、「総会(株式会社における株主総会に当たります)」を通じて当金庫の経営に参加していただくこととなりますが、当金庫は会員数が多いため、総会に代えて「総代会」制度を採用しております。

「総代会」は、信用金庫法に定められた、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であり、会員1人ひとりのご意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された「総代」によって運営されております。

さらに、当金庫では、「総代会」に限定することなく、役職員の日々の訪問活動や、日常の業務・お取引を通じて会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にすることに加えて、各種アンケート調査などの実施や「お客さまの声担当」の配置、営業店店頭への「ご意見箱」設置などにより皆さまからのご意見を参考とさせていただき、経営の改善に努めております。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せくださいますようお願いいたします。

◆総代の定数・任期について

(1) 総代定数は120人以上150人以内です。

当金庫の営業地区を4区の選任区域に分け、総代の定数は会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。

(2) 総代の任期は3年です。

◆総代の選任方法について

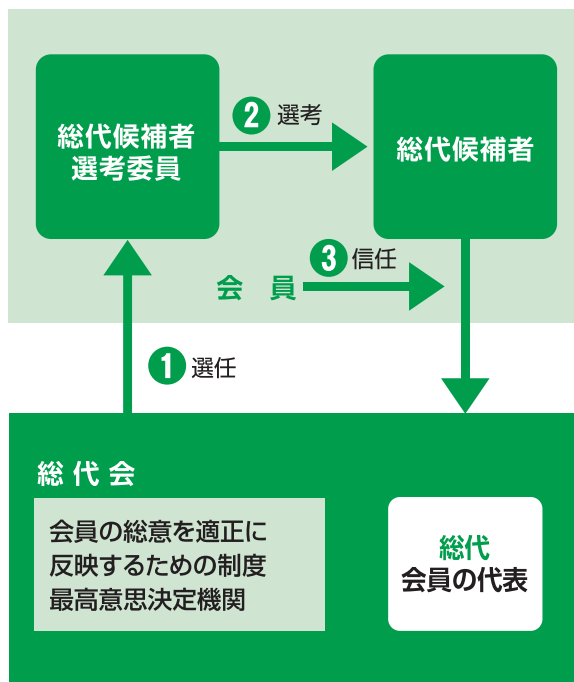
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っておりますので、総代候補者の選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て適正に選任されます。

- 1 総代会の決議により、会員の中から、総代候補者選考委員を選任します。
- 2 選考委員会を開催し、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- 3 上記2により選考された総代候補者を店頭掲示し、会員の皆さまの信任を問います。

●総代候補者の選考基準●

- ◇当金庫の会員(原則個人)で、改選の年の3月末日で満75歳未満の方
- ◇地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
- ◇良識をもって正しい判断ができる方
- ◇人格・性格が温厚誠実で、物事を平等に見ることができる信頼のおける方
- ◇金庫の理念・使命をよく理解し、積極的に協力していただける方
- ◇その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

〈総代会制度〉



◆総代会の傍聴について

総代会は、会員の方であれば傍聴できますので、お近くの窓口にお問い合わせください。

第100期通常総代会決議事項

開催日時・開催場所 令和4年6月15日(水)10時30分 中島屋グランドホテル 3階会場
第100期通常総代会において、次の事項が検討され、了承されました。

1.報告事項

第100期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

2.決議事項

第1号議案 第100期 剰余金処分案承認の件	第4号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件
第2号議案 理事1名選任の件	
第3号議案 監事の任期満了に伴う選任の件	

◆総代のお名前

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(令和4年6月30日現在)

選任区域	定数	お名前							
1区	29	青木 通陽④	渥美 利弘⑤	稲垣 克晃②	稲垣 均②	岩崎 亜紀①	岩本 強②		
		植野 桂①	宇佐美 裕之③	内田 貴典②	大鐘 正敏④	大澤 一正⑩	大澤 康生⑦		
		大瀧 量雄②	加藤 力也⑦	川崎 博史⑧	小杉 真矢①	齋藤 誠②	島田 昭吾③		
		清水 雅之⑤	杉本 雅央③	田雑 秀一②	牧野 和秀②	増田 勝洋⑨	三浦 敏秀②		
		望月 孝之②	望月 優行②	森 泰男⑤	山崎 かおり③	渡邊 一弘⑩			
2区	46	浅野 秀浩④	池ヶ谷 典裕⑧	市川 照⑧	市川 聡康⑦	稲葉 孝①	植松 昌美⑥		
		尾入 壽彦⑤	大石 直良⑩	小野 景子④	小野 寺和浩⑤	加藤 文昭⑦	加納 昌彦⑨		
		狩野 吉利⑤	川澄 真一郎⑤	川端 謹爾①	川柳 史朗④	紅林 久雄④	小林 敏宏①		
		小山 公康②	新村 隆司⑦	杉本 彰子⑤	杉本 政博⑩	杉山 純一⑥	杉山 節雄⑥		
		杉山 貴久②	鈴木 隆佳⑤	高田 学①	竹澤 重人④	田中 孝将④	徳永 節子⑥		
		中島 敦④	長瀬 隆⑦	成岡 揚蔵⑥	橋戸 君重⑦	長谷川 靖洋②	平井 義泰⑥		
		平岡 陽一⑦	星 達也③	増田 敏光③	増田 洋健①	松浦 好樹⑤	松永 敏克③		
		望月 敏明⑤	森 清二②	森 宣樹②	八木 健人②				
3区	45	相川 賀秀⑦	青島 宏明④	赤井 秀敏⑤	芥川 崇仁⑦	阿部 裕之⑤	石川 巨志①		
		市野 征則⑦	伊波 武秀①	井上 資士⑦	猪瀬 一浩④	梅原 義隆④	漆畑 宏次⑥		
		海野 光弘⑤	大川内 利文①	大須 賀司⑤	大瀧 博敏⑤	岡部 奈美①	金丸 智昭⑤		
		小泉 明美③	坂部 正行④	佐藤 太一②	佐野 賢輔⑦	實石 幸男⑥	白井 秀幸②		
		白石 明史④	杉本 幸弘①	杉山 元⑤	鈴木 泰司⑦	長島 十己知⑩	名波 久司郎⑦		
		西野 元②	野原 千枝③	長谷川 勝人⑥	平尾 清④	星野 彰彦⑤	増井 充⑩		
		増田 真司②	増田 秀一②	松本 康政③	宮崎 祐一③	森本 直生⑩	山崎 和彦②		
		山下 勝央④	依田 邦彦②	龍崎 守④					
4区	20	赤木 雄①	池谷 彰⑤	海野 真玄①	江崎 晴城②	大塚 克典②	大坪 隆明⑥		
		大橋 妙子⑤	片岡 征哉①	川崎 真澄⑥	久野 泰嗣④	小林 武治③	渡仲 康之助⑦		
		富澤 賢一③	一言 藤夫⑩	藤本 名保美③	巻田 達央②	松永 勝裕⑩	村松 善八⑧		
		望月 昇太郎⑧	渡邊 博文③						
合計	140								

※敬称略、五十音順に記載

◆総代の属性別構成比

- 職業別 法人役員98%、個人事業主1%、個人1%
- 年代別 70代13%、60代38%、50代40%、40代9%
- 業種別 製造業36%、卸売・小売業23%、サービス業19%、建設業11%、運輸・通信業6%、不動産業4%、個人1%

統合的リスク管理への取組み

◆統合的リスク管理態勢の概要について

当金庫グループは、統合的リスク管理の基本的な考え方を取りまとめた「統合的リスク管理方針」を制定しております。

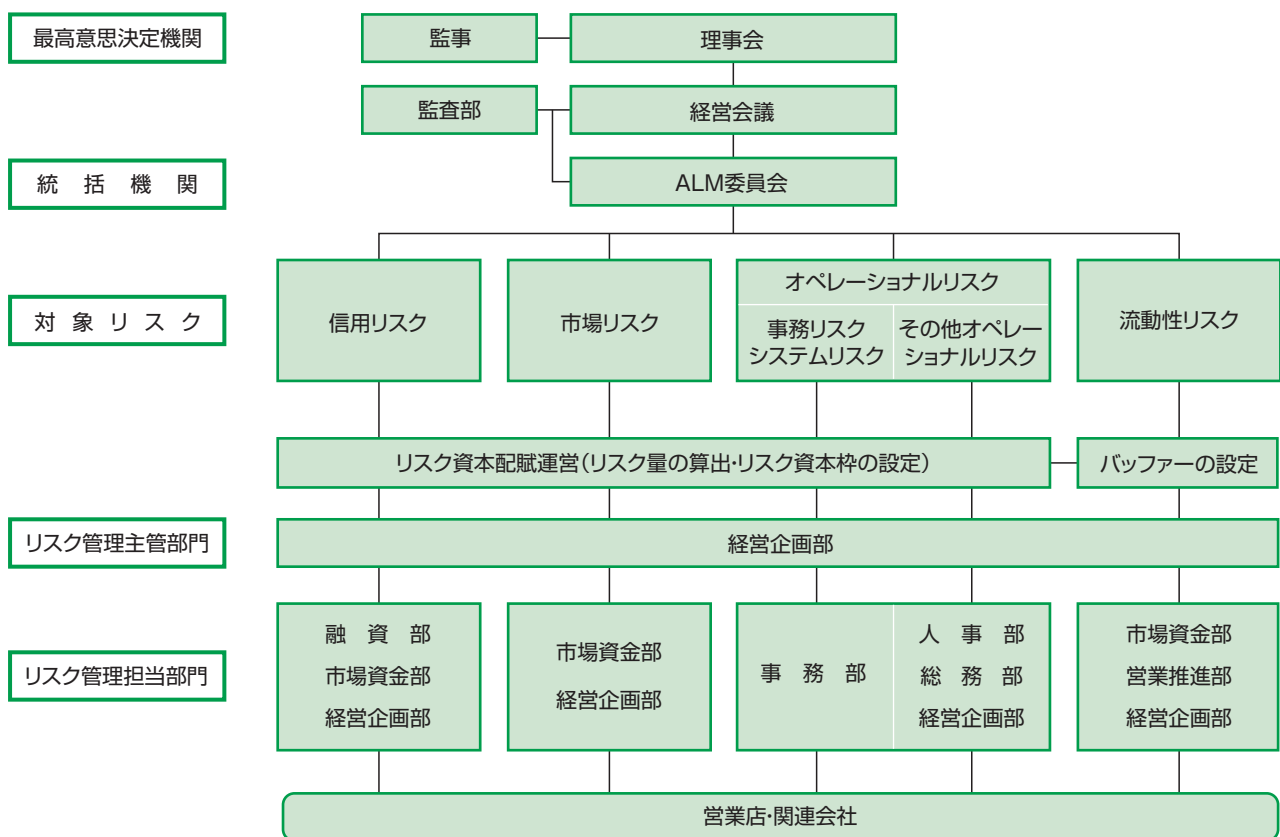
近時、金融業務は複雑・多様化しており、金融機関の抱えるリスクは一段と拡大しております。本方針は、このような環境において、健全性の確保と収益性の向上を図っていくために、様々なリスクを正確に把握し、適切に管理する必要があるという認識のもと、統合的リスク管理を実践していくことを基本的な考えとしております。

本方針に基づく当金庫グループの統合的リスク管理体制は、理事会を最高意思決定機関、ALM委員会をリスク管理統括機関としております。また、牽制機能を強化するために、リスク管理主管部門を経営企画部、リスク管理担当部門を各所管部と役割分担をより明確にしております。毎月開催されるALM委員会では、リスク量の算出に基づく「リスク資本配賦運営(注)」やリスク量の算出が困難なリスクに対する重要事項の状況等について検証しております。

(注) リスク資本配賦運営とは

リスクカテゴリーごとに自己資本を割り当て、リスクが顕在化した場合においても損失額が自己資本の範囲内に収まるよう管理する仕組みです。
当金庫グループでは、計量化が可能なリスク(信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク)に対しては限度枠(リスク資本枠)を設定し、計量化が困難なリスク(流動性リスク等)に対しては備えとしてバッファを設定しております。

【統合的リスク管理体制図】



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

静清信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務部及び市場資金部とし、主管部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

また関連のグループ会社におけるマネロン・テロ資金供与対策をグループ一体で統合的に管理、監督するため、総務部が主管部となりグループ内での対応、情報共有に取り組めます。また、グループ一体でマネロン・テロ資金供与対策を実行するため、方針・規程・手順・具体的対策等に関して、手続を定めグループで整合性を確保します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である事務部及び市場資金部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

以上
制定 令和4年6月6日

コンプライアンス態勢

◆コンプライアンス基本方針 高い倫理観の確立とコンプライアンスの実現に向けて

① 社会的使命と公共性の自覚と責任	信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
② 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献	創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービス等の提供などを通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。
③ 法令やルールの厳格な遵守	あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
④ 地域社会とのコミュニケーションの充実	経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
⑤ 従業員の人権の尊重等	従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
⑥ 環境問題への取組み	資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組みます。
⑦ 社会貢献活動への取組み	当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組みます。
⑧ 反社会的勢力の排除	社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、一般的に「法令等遵守」と解釈されています。当金庫では各種法令・倫理・社会的規範・金庫内の諸規程・お客さまとの約束ごとなどに至るまで広い範囲を指すものと考えております。すなわち、コンプライアンスとは、役職員がこれらのルールを守り、「地域社会やお客さまから認められ、信頼される」ためのプロセスであり、当金庫が地域社会の中で存在していくための最低限の義務であると考えております。

コンプライアンス体制

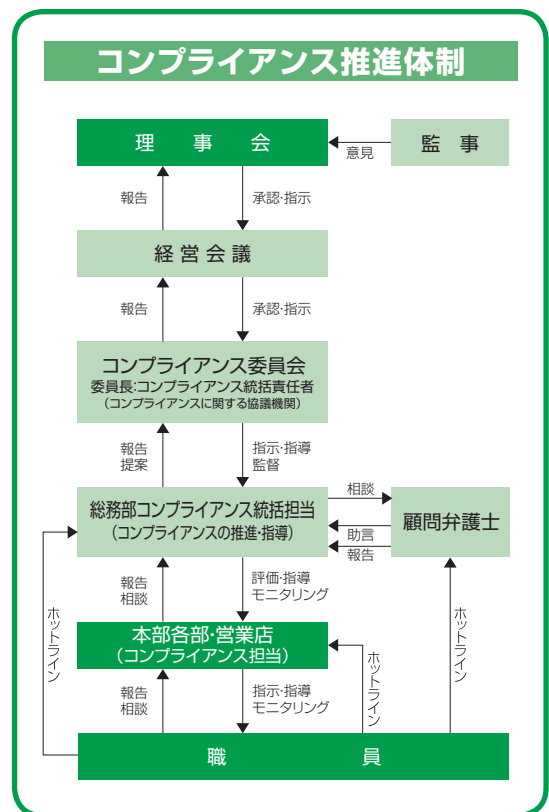
当金庫のコンプライアンス体制は、コンプライアンス統括責任者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を中心に運営しております。また、コンプライアンス統括部署として「総務部コンプライアンス統括担当」を設置し、更に本部各部および各営業店に「コンプライアンス担当」を配置して、より高い企業倫理の構築と、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、コンプライアンスの実効性を確保することとしております。

コンプライアンスへの取組み

当金庫はコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、経営トップ自らが率先垂範するとともに、コンプライアンス態勢の一層の充実強化を実践しております。また、本部各部および各営業店が「コンプライアンス・プログラム」を策定し実践に取り組んでおります。

役職員のコンプライアンスに対する意識の向上

当金庫は、コンプライアンスに対する基本方針・遵守すべき関係法令等および解説を記載した「コンプライアンス基本規程」を制定しております。また、外部講師によるコンプライアンス・セミナーや金庫内研修を実施し、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図っております。

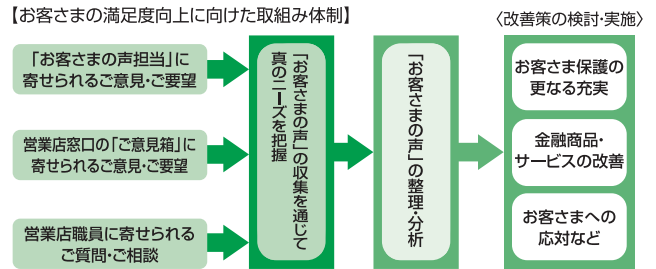


お客さまの満足度向上に向けた取り組み

当金庫は、お客さまの真のニーズにお応えし、「お客さまの満足度を重視した金融機関経営の確立」を実現するべく、①本部の「お客さまの声担当」に寄せられるご意見やご要望等の集計、②営業店窓口の「ご意見箱」に寄せられるご意見やご要望等の集計、③全営業店職員に対するお客さまから寄せられるご質問やご相談等の内容調査などを通じて、各種の経営改善やより良いサービスを提供するための取り組みを実践しております。

上記で収集した「お客さまの声」を、「お客さま保護の更なる充実（説明態勢、苦情等に係る態勢）」「金融商品・サービスの改善」「お客さまへの応対など」の視点で整理し、改善を実施しております。

当金庫では、本部と営業店が一体となってお客さまから寄せられる苦情・ご要望・ご相談等に迅速かつ誠実に対応する態勢の整備に努めております。営業店の窓口には、様々なお客さまの声を収集することを目的として、「ご意見箱」を設置しております。お客さまの声は、「お客さま志向」の経営の原点であり、当金庫はこれらに積極的に対応することで、お客さまの満足度や利便性の向上を図ってまいります。



◆当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は13ページ参照)または営業推進部お客さまの声担当(0120-0988-50)にお申し出ください。

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」(電話:0120-64-5005)でも受け付けております。

紛争解決措置

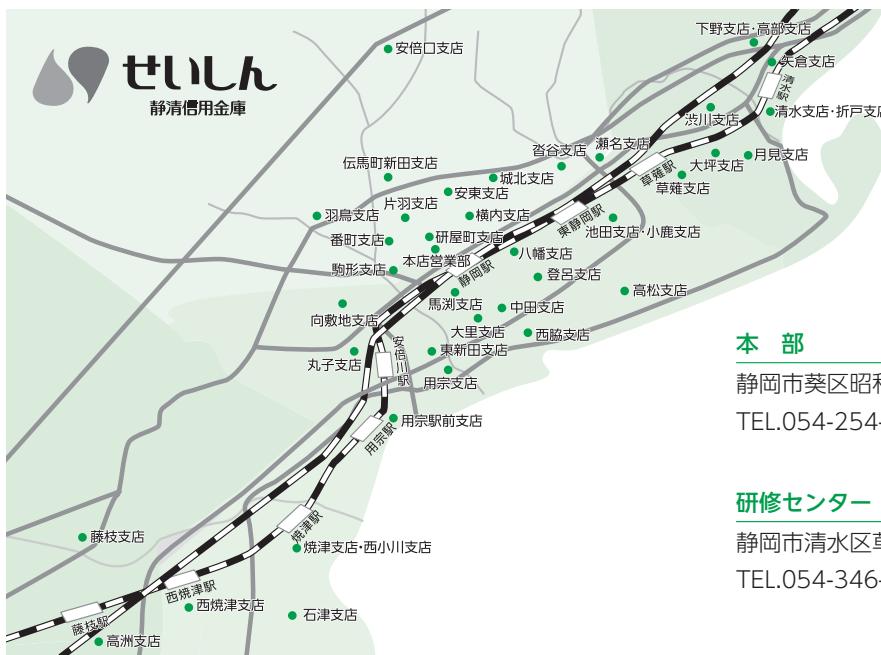
当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記営業推進部お客さまの声担当または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、静岡県弁護士会および東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

静岡県弁護士会 あっせん・仲裁センター 静岡支部	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 電話番号:054-252-0008 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く) 時間:10:00～12:00、13:00～16:00
東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階 電話番号:03-3581-0031 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く) 時間:9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階 電話番号:03-3595-8588 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く) 時間:10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階 電話番号:03-3581-2249 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く) 時間:9:30～12:00、13:00～17:00

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」でも受け付けております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 電話番号:0120-64-5005 受付日:月～金(祝日・年末年始を除く) 時間:9:00～17:00

店舗のご案内



本部
静岡市葵区昭和町2-1
TEL.054-254-8881

苦情等受付専門窓口
「お客さまの声担当」
(営業推進部内)
☎0120-0988-50

研修センター
静岡市清水区草薙1-25-41
TEL.054-346-5533

相談センター「kyoten」
静岡市葵区昭和町2-2
昭和町SIAビル1階
TEL.054-254-5530

貸 貸金庫設置店 **信** 信託契約代理業務取扱店

静岡市葵区

本店営業部	静岡市葵区昭和町2-1	TEL.054-254-5533	貸 信
安東支店	静岡市葵区安東1-22-3	TEL.054-245-9161	
横内支店	静岡市葵区横内町45-1	TEL.054-245-0121	
番町支店	静岡市葵区八番町3-7	TEL.054-252-9165	
片羽支店	静岡市葵区材木町68-2	TEL.054-271-1321	貸
駒形支店	静岡市葵区駒形通4-10-3	TEL.054-253-6116	
研屋町支店	静岡市葵区研屋町27	TEL.054-253-0131	貸

沓谷支店	静岡市葵区沓谷5-64-7	TEL.054-261-8111	貸
城北支店	静岡市葵区北安東5-51-10	TEL.054-247-5311	貸
瀬名支店	静岡市葵区瀬名川13-20-8	TEL.054-262-2271	
羽鳥支店	静岡市葵区羽鳥2-13-65	TEL.054-278-9311	
伝馬町新田支店	静岡市葵区新伝馬3-7-1	TEL.054-273-1151	
安倍口支店	静岡市葵区安倍口新田17-6	TEL.054-296-1221	

静岡市駿河区

八幡支店	静岡市駿河区大和2-4-21	TEL.054-285-3141	貸
用宗支店	静岡市駿河区下川原6-20-13	TEL.054-259-2611	
馬淵支店	静岡市駿河区新川2-1-43	TEL.054-285-8131	貸
登呂支店	静岡市駿河区有東2-9-27	TEL.054-283-3211	貸
大里支店	静岡市駿河区中野新田150-2	TEL.054-282-3181	貸
池田支店・小鹿支店	静岡市駿河区池田275-2	TEL.054-263-0131	
西脇支店	静岡市駿河区西脇929-1	TEL.054-283-6451	

東新田支店	静岡市駿河区東新田4-11-22	TEL.054-257-0261	
用宗駅前支店	静岡市駿河区用宗4-5-26	TEL.054-257-1391	
丸子支店	静岡市駿河区丸子2-1-13	TEL.054-259-2523	
中田支店	静岡市駿河区中田本町6-20	TEL.054-284-6730	
向敷地支店	静岡市駿河区向敷地305-4	TEL.054-258-8501	
高松支店	静岡市駿河区高松2-1-12	TEL.054-238-7711	貸

静岡市清水区

清水支店・折戸支店	静岡市清水区万世町2-10-19	TEL.054-352-6178	貸 信
矢倉支店	静岡市清水区辻4-10-25	TEL.054-365-2416	貸
大坪支店	静岡市清水区大坪2-5-35	TEL.054-346-7333	貸
月見支店	静岡市清水区神田町6-6	TEL.054-352-1444	

下野支店・高部支店	静岡市清水区下野東4-7	TEL.054-364-7321	貸
草薙支店	静岡市清水区草薙1-25-41	TEL.054-346-5900	貸
渋川支店	静岡市清水区渋川13-12-7	TEL.054-348-1621	

焼津市

焼津支店・西小川支店	焼津市焼津1-3-20	TEL.054-627-5611	信
石津支店	焼津市与惣次6	TEL.054-624-4600	貸

西焼津支店	焼津市小柳津433-1	TEL.054-626-2511	貸
-------	-------------	------------------	----------

藤枝市

藤枝支店	藤枝市岡出山3-3-20	TEL.054-643-2511	
------	--------------	------------------	--

高洲支店	藤枝市高洲18-3	TEL.054-635-8281	
------	-----------	------------------	--

店舗外キャッシュサービスコーナー

静岡市葵区 新静岡セノバ 静岡市役所静岡庁舎葵区役所 静岡市立静岡病院 静岡伊勢丹 パルシェ	静岡市駿河区 田子重下川原店 サウスポット静岡 タミヤ小鹿工場 常葉大学草薙キャンパス	駿河区 静岡大学学生会館 スーパーアンドウ池田店 イオン清水店 ウエルシア清水折戸店 ヒパリア高部店	焼津市 田子重西焼津店 田子重西小川店 田子重登呂田店 マックスバリュグランバー大井店	藤枝市 藤枝市立総合病院 富士屋高洲店 藤枝市役所 富士山静岡空港
--	--	--	--	--

(令和4年6月末現在)

せいしん Disclosure 2022 資料編 INDEX

単体財務諸表	15
経営指標・諸比率	19
預金業務関連情報	20
融資業務関連情報	21
証券業務関連情報	23
資本関連情報	25
リスク管理態勢	33
連結財務諸表	35
連結業績・経営指標	38
連結資本関連情報	39
報酬体系について	45
子会社の概要	45

単体財務諸表

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第99期 (令和3年3月31日)	第100期 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
現金	7,077	8,304
預け金	116,419	130,325
コールローン	1,804	804
買入金銭債権	295	237
有価証券	410,370	441,031
国債	13,965	27,531
地方債	144,782	167,711
社債	212,383	205,975
株式	6,279	5,214
その他の証券	32,958	34,598
貸出金	387,827	398,465
割引手形	1,745	1,694
手形貸付	19,907	18,729
証書貸付	335,119	342,658
当座貸越	31,054	35,382
外国為替	82	190
外国他店預け	57	172
買入外国為替	24	17
その他資産	4,802	4,919
未決済為替貸	216	228
信金中金出資金	3,120	3,120
前払費用	8	2
未収収益	1,281	1,393
その他の資産	175	174
有形固定資産	13,226	13,333
建物	2,809	2,662
土地	9,326	9,701
リース資産	234	166
その他の有形固定資産	856	804
無形固定資産	176	140
ソフトウェア	153	117
その他の無形固定資産	23	23
前払年金費用	106	158
繰延税金資産	-	620
債務保証見返	2,630	3,495
貸倒引当金	△ 2,657	△ 2,400
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,058)	(△ 1,895)
資産の部合計	942,163	999,628

科目	第99期 (令和3年3月31日)	第100期 (令和4年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	861,881	921,789
当座預金	26,769	34,417
普通預金	306,727	330,572
貯蓄預金	2,333	2,322
通知預金	342	2,958
定期預金	495,599	522,769
定期積金	23,014	23,327
その他の預金	7,094	5,421
借入金	63	60
借入金	63	60
その他負債	2,515	2,410
未決済為替借	275	281
未払費用	1,041	853
給付補填備金	9	8
未払法人税等	270	563
前受収益	75	64
払戻未済金	19	17
職員預り金	318	310
リース債務	233	165
資産除去債務	17	17
その他の負債	254	128
役員賞与引当金	16	20
退職給付引当金	416	384
役員退職慰労引当金	183	163
睡眠預金払戻損失引当金	57	50
偶発損失引当金	145	96
繰延税金負債	907	-
再評価に係る繰延税金負債	1,330	1,330
債務保証	2,630	3,495
負債の部合計	870,147	929,801
(純資産の部)		
出資金	1,550	1,585
普通出資金	1,550	1,585
利益剰余金	62,413	64,519
利益準備金	1,519	1,550
その他利益剰余金	60,893	62,968
特別積立金	59,295	60,786
当期末処分剰余金	1,597	2,181
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	63,964	66,104
その他有価証券評価差額金	4,870	542
土地再評価差額金	3,180	3,180
評価・換算差額等合計	8,051	3,722
純資産の部合計	72,015	69,827
負債及び純資産の部合計	942,163	999,628

◆損益計算書

(単位：千円)

科目	第99期	第100期
	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経常収益	11,319,312	11,614,141
資金運用収益	8,712,624	8,944,784
貸出金利息	5,133,979	5,249,640
預け金利息	118,018	124,231
コールローン利息	8,007	641
有価証券利息配当金	3,372,526	3,490,699
その他の受入利息	80,092	79,571
役員取引等収益	1,333,844	1,357,087
受入為替手数料	627,845	522,243
その他の役員収益	705,999	834,843
その他業務収益	913,779	417,444
外国為替売買益	26,017	14,339
国債等債券売却益	831,552	342,984
国債等債券償還益	1,917	1,087
その他の業務収益	54,292	59,032
その他経常収益	359,062	894,825
貸倒引当金戻入益	183,772	55,569
償却債権取立益	21,103	23,604
株式等売却益	151,059	765,802
その他の経常収益	3,127	49,848
経常費用	9,080,134	8,673,918
資金調達費用	329,579	252,499
預金利息	316,673	241,611
給付補填備金繰入額	9,475	7,479
借入金利息	1,667	1,586
その他の支払利息	1,762	1,821
役員取引等費用	766,898	730,580
支払為替手数料	199,497	158,430
その他の役員費用	567,401	572,150
その他業務費用	409,317	686,029
国債等債券売却損	62,262	250,684
国債等債券償還損	346,524	434,991
その他の業務費用	529	353
経費	7,141,191	6,863,973
人件費	4,454,347	4,311,022
物件費	2,507,738	2,312,388
税金	179,105	240,562
その他経常費用	433,148	140,835
貸出金償却	1,091	-
株式等売却損	225,817	60,693
その他資産償却	-	1,039
その他の経常費用	206,239	79,101

(単位：千円)

科目	第99期	第100期
	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経常利益	2,239,177	2,940,223
特別利益	-	3,805
その他の特別利益	-	3,805
特別損失	94,775	1,898
固定資産処分損	94,775	1,898
税引前当期純利益	2,144,401	2,942,130
法人税、住民税及び事業税	428,620	706,751
法人税等調整額	150,234	99,313
法人税等合計	578,855	806,064
当期純利益	1,565,546	2,136,065
繰越金(当期首残高)	45,023	45,321
土地再評価差額金取崩額	△12,634	-
当期末処分剰余金	1,597,934	2,181,386

◆剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	第99期	第100期
	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
当期末処分剰余金	1,597,934,764	2,181,386,852
剰余金処分額	1,552,613,183	2,135,741,938
利益準備金	31,263,000	34,677,000
普通出資に対する配当金 (配当率)	30,350,183 (年2%)	31,064,938 (年2%)
特別積立金	1,491,000,000	2,070,000,000
繰越金(当期末残高)	45,321,581	45,644,914

当金庫の令和4年3月期の計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記およびその附属明細書並びに剰余金処分案については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和4年5月17日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

令和4年3月期における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月15日
 静清信用金庫
 理事長

佐藤 徳則

単体財務諸表に関する注記

※貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法より算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（注）子会社の定義は、信用金庫法第32条第6項に基づいております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております（但し、車両については定率法による）。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物…10年～50年 動産…5年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものと、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。
破綻懸念先のうち担保、保証でカバーされない債権額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、その債権額の規模に応じて、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法、または債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正（14.重要な会計上の見積り）②（見積り金額の算出方法 参照）を加えた予想損失率によって算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部資産査定担当が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当金を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は465百万円であります。
- 役員貸付引当金は、役員への貸付の支払いに備えるため、役員に対する貸付の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額率による方法であります。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（13年）による定率法により扱分した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された年金基金制度（総合型立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に对应する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在） 0.6041
③補足説明
上記①の差引額は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円と年金財政計算上の別途積立金93,511百万円との差額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の月々の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金114百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、利益計した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえた貸倒引当金の見積り
(1) 財務諸表に計上した金額 貸倒引当金2,400百万円
(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
①見積り金額の算出に用いた仮定
債務者区分の判定における各債務者の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。また、当事業年度末において新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う静岡県経済への影響は今後も続くものと想定し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた要注意先のうち、業況および財務内容の回復に重要な問題を抱えることと判断した特定の債務者については、特に返済能力への影響等が懸念され、当金庫の貸出金等の信用リスクに影響があると仮定を置いております。
②見積り金額の算出方法

- 重要な会計方針として7に記載しております。なお、必要な修正については、上記仮定に基づき新型コロナウイルス感染症の影響を受けた要注意先のうち、業況および財務内容の回復に重要な問題を抱えることと判断した特定の債務者に係る債権について、今後予想される更なる業績悪化の状況に基づき修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金を138百万円追加計上しております。
- ③翌事業年度の財務諸表に与える影響
新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありませぬ。
16. 子会社の株式総額22百万円
17. 子会社に対する金銭債権総額1,900百万円
18. 子会社に対する金銭債務総額991百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額7,851百万円
20. 有形固定資産の圧縮帳簿累計額473百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、買入金債権、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,617百万円
危険債権額 12,084百万円
三月以上延滞債権額 -百万円
貸出条件緩和債権額 -百万円
合計額 13,702百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金銭取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,712百万円であります。
24. 内国為替決済、支払保証の担保として定期預金 30,100百万円、日銀当座貸越担保及び静岡県他収納代理店担保とそれら有価証券等5,894百万円をそれぞれ差し入れております。
また、その他の資産には、保証金61百万円が含まれております。
25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差益に係る税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。なお、評価差益に係る税金相当額は「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しております。
再評価を行った年月日：平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額3,424百万円
26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,150百万円であります。
27. 仕入1口当たりの純資産額 22,022円29銭
28. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は預金業務、融資業務及び資金運用業務等の金融業務を行っております。近時、金融の自由化・IT化等の進展に伴い、金融業務・金融商品は急速に複雑・多様化しており、金融機関が抱えるリスクはますます拡大しております。当金庫でこうした金融環境において、健全性の確保と収益性の向上を図っていくためには、金融業務・金融商品に係る様々なリスクを総体として正確に把握する必要があるという認識のもと、「統合的リスク管理方針」を制定しております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として営業地域内のお客さまに対する貸出金及び資金運用に係る預け金、有価証券です。有価証券は、主に債券、株式等であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。その他、派生商品取引（デリバティブ取引）として、外国為替等に係るリスクヘッジの目的で行う為替先物予約取引等がありますが、取引金額は多少であり、経営に影響を与えることはありません。これらの資産は、信用リスク（貸出金信用リスク・市場信用リスク）、市場リスク（金利リスク・株式リスク・為替リスク等）等に晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利変動リスク、資金調達に係る流動性リスク等に晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当金庫ではこうした運用・調達に係る管理対象リスクを、統合的リスク管理態勢の関連規程（信用リスク管理規程・市場リスク管理規程・流動性リスク管理規程等）で定めております。「統合的リスク管理方針」に基づく当金庫の統合的リスク管理体制は、理事会を最高意思決定機関、A・L・M委員会をリスク管理統括機関としております。また、牽制機能を強化するためにリスク管理主管理部門とリスク管理担当部門を区分し各所管部門と役割分担をより明確にしております。毎月開催されるA・L・M委員会では、リスク量の算出に基づく「リスク資本配賦運営」やリスク量の算出が困難なリスクに対する重要事項の管理状況等について検証・報告しております。金融商品に係る主要なリスク管理体制は以下のとおりです。
①信用リスクの管理体制
信用リスク管理の基本規程として「信用リスク管理規程」を制定し、信用格付の基準、ポートフォリオ管理、決裁権限等を定めたクレジットポリシーを明確にし、信用リスク管理に取組んでおります。組織面では、信用リスク管理に関する主管理部門と担当部門を明確に区分してあります。具体的には、信用コスト、信用V・A・R等の信用リスク量の算出を融資業務から独立した主管理部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。また、お取引先に対し、経営状況を把握・管理し、経営改善を支援することで、リスク顕在化の未然防止に努めております。
②市場リスクの管理体制
(i) 市場リスクの管理
市場リスクの基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク資本枠、有価証券等運用に係るリスク資本枠を定め、この範囲でリスク量をコントロールしております。組織面では、市場リスク管理に関する主管理部門と担当部門を明確に区分してあります。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管理部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。また、通常の市場リスク量の算出とは別に、定期的にバックテスト、ストレステスト等を実施することにより、当金庫の経営に与える影響度合いを検証しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は為替の変動リスクに関して、主として為替先物予約取引を利用しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会で決定された「余裕金運用方針」に基づき「有価証券等資金運用規程」に従い行われております。このうち市場資金部では、市場運用商品の購入を行って、事前審査、運用限度枠の設定のほか、損失限度枠管理や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。運用限度枠・損失限度枠についてはALM委員会で決定し、理事会に報告を行っております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事後管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに「有価証券等資金運用規程」、「スワップ取扱い規程」等に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預け金及び預金等であり、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク資本枠の範囲内となるように管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間は有価証券3ヵ月、貸出金・預金等1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和4年3月31日現在の市場リスク量（損失額の推測値）は、全体で6,541百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスク管理体制

流動性リスクの基本規程として「流動性リスク管理規程」「資金繰りマニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。組織面では、流動性リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。主に資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部門がチェックする体制を徹底しております。

また、ALM委員会及び理事会に対しては、支払準備率等の重要な指標を報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。(単位：百万円)

科目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	130,325	130,358	33
(2) 有価証券			
その他有価証券	440,834	440,834	-
(3) 貸出金(*1)	398,465		
貸倒引当金(*2)	△2,399	398,855	2,789
金融資産計	967,225	970,047	2,822
(1) 預金積金	921,789	921,990	201
金融負債計	921,789	921,990	201

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

預け金の時価は、将来キャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利を用いております。なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、30、31に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している金額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外の内、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外の内、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（TONA、スワップ）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して将来キャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	22
非上場株式(*1)	128
信金中央金庫出資金(*1)	3,120
組合出資金(*2)	47
合 計	3,318

(*1) 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	77,225	53,100	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	27,018	86,248	105,964	201,303
貸出金(*)	59,017	111,463	101,066	91,145
合 計	163,260	250,811	207,030	292,448

(*) 貸出金のうち、延滞貸出金、当座貸越等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含

ておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	516,065	27,491	12	694
合 計	516,065	27,491	12	694

(*) 預金積金のうち、要求払預金及び期間の定めのないものは含まれておりません。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

以下、31まで同様であります。

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,902	3,901	1,001
	債券	142,961	141,675	1,286
	国債	4,369	4,144	225
	地方債	59,941	59,591	350
	短期社債	-	-	-
	社債	78,550	77,940	710
	その他	21,003	18,444	2,558
小 計	168,866	164,021	4,845	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	162	174	△12
	債券	258,257	262,171	△3,914
	国債	23,162	23,891	△729
	地方債	107,769	109,583	△1,814
	短期社債	-	-	-
	社債	127,324	128,695	△1,371
	その他	13,548	13,734	△186
小 計	271,967	276,081	△4,113	
合 計	440,834	440,102	731	

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,750	731	△60
債券	76,903	324	△245
国債	5,478	29	△64
地方債	10,586	0	△85
短期社債	-	-	-
社債	60,838	294	△95
その他	346	15	△4
合 計	82,001	1,072	△309

32. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、143,426百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,583百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	414百万円
減価償却費	123
退職給付引当金	61
役員退職慰労引当金	44
未払賞与	130
その他	219
小計	995
評価引当額	△97
繰延税金資産合計	897
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	189
固定資産圧縮積立額	87
その他	0
繰延税金負債合計	277
繰延税金資産の純額	620

34. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税込方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

35. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせた表示しております。

※損益計算書に関する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社等との取引による収益総額 55,298千円
子会社等との取引による費用総額 365,025千円
3. 出資1口当たりの当期純利益金額 683円61銭
4. その他の経常費用の内訳は、貸出債権売却損 49,439千円、その他であります。

経営指標・諸比率

◆業務粗利益

(単位：千円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用収支 (資金利益)	8,383,045	8,692,285
資金運用収益	8,712,624	8,944,784
資金調達費用	329,579	252,499
役務取引等収支	566,946	626,506
役務取引等収益	1,333,844	1,357,087
役務取引等費用	766,898	730,580
その他業務収支	504,462	△268,585
その他業務収益	913,779	417,444
その他業務費用	409,317	686,029
業務粗利益	9,454,454	9,050,206
業務粗利益率 (%)	1.07	0.97

(注) 1. 業務粗利益率 (%) = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆業務純益

(単位：千円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
業務純益	2,363,155	2,233,122
実質業務純益	2,363,155	2,233,122
コア業務純益	1,938,472	2,574,725
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,602,888	2,417,148

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回

(単位：平均残高百万円、利息千円、利回%)

	令和3年3月期			令和4年3月期		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	877,442	8,712,624	0.99	928,267	8,944,784	0.96
うち貸出金	373,406	5,133,979	1.37	387,725	5,294,640	1.35
うち預け金	104,802	118,018	0.11	106,498	124,231	0.11
うちコールローン	1,380	8,007	0.58	1,029	641	0.06
うち商品有価証券	0	-	-	0	-	-
うち有価証券	394,809	3,372,526	0.85	429,234	3,490,699	0.81
資金調達勘定	826,576	329,579	0.03	875,862	250,677	0.02
うち預金積金	826,190	326,148	0.03	875,460	249,090	0.02
うち借入金	65	1,667	2.56	61	1,586	2.56

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (令和3年3月期720百万円、令和4年3月期780百万円) を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

	令和3年3月期			令和4年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	709,309	△594,031	115,278	491,637	△258,955	232,681
うち貸出金	401,848	△201,374	200,474	196,868	△81,206	115,661
うち預け金	1,814	△26,306	△24,492	2,739	3,473	6,212
うちコールローン	4,733	△24,206	△19,473	△2,035	△5,329	△7,365
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	300,913	△342,143	△41,229	294,065	△175,892	118,172
支払利息	27,091	△41,990	△14,899	19,368	△96,508	△77,139
うち預金積金	27,174	△41,990	△14,815	19,449	△96,508	△77,058
うち借入金	△83	-	△83	△81	-	△81

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については両者の増減割合に応じて按分する方法を採用しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆総資金利鞘

(単位：%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用利回	0.99	0.96
資金調達原価率	0.90	0.81
総資金利鞘	0.09	0.15

◆経費の内訳

(単位：千円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
人件費	4,454,347	4,311,022
報酬給料手当	3,498,490	3,403,649
退職給付費用	407,332	367,083
その他	548,525	540,289
物件費	2,507,738	2,312,388
事務費	1,023,062	905,686
うち旅費・交通費	1,819	1,354
うち通信費	95,499	79,822
うち事務機械賃借料	15,716	13,044
うち事務委託費	744,821	677,715
固定資産費	499,461	387,633
うち土地建物賃借料	133,637	83,728
うち保全管理費	256,696	229,332
事業費	186,227	212,382
うち広告宣伝費	125,811	130,933
うち交際費・寄贈費・諸会費	48,954	73,349
人事厚生費	83,735	112,649
預金保険料	241,052	244,058
有形固定資産償却	425,988	402,882
無形固定資産償却	48,210	47,096
税金	179,105	240,562
合計	7,141,191	6,863,973

税金

合計

7,141,191

6,863,973

預金業務関連情報

◆預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	26,769	3.1	34,417	3.7
普通預金	306,727	35.5	330,572	35.8
（うち、無利息型普通預金）	(12,032)	(1.3)	(16,366)	(1.7)
貯蓄預金	2,333	0.2	2,322	0.2
通知預金	342	0.0	2,958	0.3
定期預金	495,599	57.5	522,769	56.7
定期積金	23,014	2.6	23,327	2.5
別段・納税準備預金	5,385	0.6	4,503	0.4
外貨預金	1,708	0.1	917	0.0
合計	861,881	100.0	921,789	100.0

◆預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	625,212	72.5	642,476	69.6
一般法人	195,950	22.7	220,179	23.8
金融機関	297	0.0	4,835	0.5
公金	40,421	4.6	54,298	5.8
合計	861,881	100.0	921,789	100.0

◆預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
流動性預金	315,664	345,104
定期性預金	508,834	528,951
譲渡性預金	—	—
その他の預金	1,691	1,403
合計	826,190	875,460

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆定期預金種類別残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
固定金利定期預金残高	494,771	521,936
変動金利定期預金残高	9	8

(注) 1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 2. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

融資業務関連情報

◆貸出金科目別残高・平均残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	平均残高	残高	平均残高
割引手形	1,745	2,091	1,694	1,565
手形貸付	19,907	20,417	18,729	19,525
証書貸付	335,119	319,606	342,658	337,127
当座貸越	31,054	31,291	35,382	29,507
合計	387,827	373,406	398,465	387,725

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	47,483	12.2	47,641	12.0
農業、林業	126	0.0	398	0.1
漁業	105	0.0	142	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	20	0.0	34	0.0
建設業	29,929	7.7	31,219	7.8
電気・ガス・熱供給・水道業	815	0.2	790	0.2
情報通信業	994	0.3	1,544	0.4
運輸業、郵便業	5,876	1.5	6,000	1.5
卸売業、小売業	32,258	8.3	32,852	8.3
金融、保険業	14,463	3.7	22,086	5.5
不動産業	64,255	16.6	38,388	9.6
物品賃貸業	2,763	0.7	2,743	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	3,362	0.9	4,018	1.0
宿泊業	1,233	0.3	1,202	0.3
飲食業	6,098	1.6	6,074	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	5,484	1.4	5,247	1.3
教育、学習支援業	1,355	0.4	1,383	0.4
医療、福祉	9,930	2.6	9,794	2.5
その他サービス	18,955	4.9	18,818	4.7
小計	245,514	63.3	230,382	57.8
地方公共団体	29,710	7.7	35,430	8.9
個人	112,603	29.0	132,652	33.3
業種別合計	387,827	100.0	398,465	100.0

(注) 1. 令和4年3月期において、不動産業の見直しを行い、一部を個人および他業種へ変更しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	219,368	56.6	222,815	55.9
運転資金	168,459	43.4	175,650	44.1
合計	387,827	100.0	398,465	100.0

◆固定金利・変動金利別貸出残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
固定金利貸出金残高	154,220	162,695
変動金利貸出金残高	233,607	235,769

◆貸出金・債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	債務保証見返	残高	債務保証見返
当金庫預金積金	1,748	23	1,679	29
有価証券	29	—	28	—
不動産	102,680	1,998	99,921	1,884
その他	16	8	16	4
小計	104,475	2,030	101,646	1,919
信用保証協会・信用保険	112,571	0	114,695	—
保証	47,216	0	45,136	—
信用	123,564	600	136,986	1,575
合計	387,827	2,630	398,465	3,495

◆預貸率

(単位：%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
期中平均	45.19	44.28
期末	44.99	43.22

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆会員・会員外貸出金残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
会員	328,308	332,012
会員外	59,519	66,452
合計	387,827	398,465

(注) 会員・会員外の区分は、期末時点の状態によるものでなく、卒業生貸出を除き融資の際の状態によるものとしています。

◆貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
一般貸倒引当金	599	505
個別貸倒引当金	2,058	1,895
合計	2,657	2,400

(注) 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は記載を省略しております。

◆貸倒引当金の期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
一般貸倒引当金	73	△93
個別貸倒引当金	△386	△163
合計	△312	△257

◆信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,635	1,617
危険債権	10,967	12,084
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
小計(A)	12,603	13,702
保全額(B)	11,729	12,926
個別貸倒引当金(C)	2,058	1,895
一般貸倒引当金(D)	—	—
担保・保証等(E)	9,671	11,031
保全率(B)/(A) (%)	93.06	94.33
引当率((C)+(D))/((A)-(E)) (%)	70.19	70.95
正常債権(F)	378,368	388,707
総与信残高(A) + (F)	390,971	402,410

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「個別貸倒引当金(C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 7. 「一般貸倒引当金(D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」の債権額に対して引当てた額を記載しております。
 8. 「担保・保証等(E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 9. 「正常債権(F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息、仮払金及び債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

証券業務関連情報

◆保有有価証券の種類別平均残高の内訳

(単位：百万円、%)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	8,700	2.2	18,705	4.4
地方債	134,448	34.0	162,805	37.9
短期社債	—	—	—	—
社債	216,303	54.8	213,824	49.8
株式	4,241	1.1	4,246	1.0
外国証券	21,407	5.4	20,669	4.8
その他証券	9,707	2.5	8,983	2.1
合計	394,809	100.0	429,234	100.0

(注) 商品有価証券は含んでおりません。

◆商品有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
商品国債	0	0
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他商品有価証券	—	—
合計	0	0

◆預証率

(単位：%)

	令和3年3月期	令和4年3月期
期中平均	47.78	49.02
期末	47.61	47.84

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

◆運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

◆その他の金銭の信託

該当ありません。

◆売買目的有価証券の含み(損)益の状況

(単位：百万円)

	令和3年3月期			令和4年3月期		
	取得価額	時価	含み(損)益	取得価額	時価	含み(損)益
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

◆満期保有目的の債券および子会社・関連会社株式の含み(損)益の状況

(単位：百万円)

	令和3年3月期					令和4年3月期				
	帳簿価格	時価	含み(損)益			帳簿価格	時価	含み(損)益		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	22	22	—	—	—	22	22	—	—	—
合計	22	22	—	—	—	22	22	—	—	—

◆その他有価証券の含み(損)益の状況

(単位：百万円)

	令和3年3月期					令和4年3月期				
	帳簿価格	時価	含み(損)益			帳簿価格	時価	含み(損)益		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
株式	5,162	6,257	1,094	1,112	17	4,204	5,192	988	1,001	12
債券	368,507	371,132	2,624	3,208	584	403,847	401,218	△2,628	1,286	3,914
その他	29,990	32,958	2,967	3,002	34	32,227	34,598	2,371	2,558	187
合計	403,661	410,348	6,686	7,322	635	440,278	441,009	731	4,845	4,114

(注)「その他」は、外国証券および投資信託等です。

【用語説明】

▶売買目的の有価証券

短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券です。

▶満期保有目的の債券

安定的な資金運用を目的として、満期まで保有する意図を持って保有する債券です。

▶その他有価証券

【売買目的有価証券】「満期保有目的の債券」「子会社・関連会社株式」以外の有価証券です。当金庫で保有している有価証券の大半がここに分類されています。

◆有価証券の種類別残存期間別の内訳

(単位：百万円)

	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
国債	—	—	888	1,418	4,147	2,951	8,930	23,162
地方債	11,350	14,118	37,841	34,119	25,755	31,913	69,835	87,559
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	11,739	12,820	52,282	44,651	72,485	56,804	75,876	91,699
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	3,544	321	6,787	7,115	12,125	16,143	—	—
その他証券	—	859	2,258	1,259	—	—	—	—
合計	26,634	28,121	100,057	88,563	114,513	107,811	154,641	202,421

◆デリバティブ取引

◇通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和3年3月期		令和4年3月期	
		契約額等		契約額等	
店頭	為替予約 売建	153		59	
	買建	0		0	
	合計	153		59	

(注) 1. 先物為替予約につきましては、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しております。

2. 取引所取引および店頭取引における通貨スワップ取引、通貨オプション取引、その他(売建・買建)取引については、対象残高がないため、記載を省略しております。

◇金利関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当する取引はありません。

資本関連情報

1. 自己資本の構成に関する事項

◆自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期
コア資本に係る基礎項目 …………… (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	63,933	66,073
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,550	1,585
うち、利益剰余金の額	62,413	64,519
うち、外部流出予定額 (△)	30	31
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	729	588
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	729	588
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	609	406
コア資本に係る基礎項目の額…………… (イ)	65,272	67,068
コア資本に係る調整項目 …………… (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額	176	140
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	176	140
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	106	158
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額…………… (ロ)	283	298
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) …………… (ハ)	64,989	66,769

◆自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期
リスク・アセット等 …………… (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	405,605	413,335
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,086	3,086
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	4,511	4,511
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,526	18,546
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 …………… (二)	424,132	431,882
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	15.32%	15.46%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆自己資本調達手段および自己資本の充実度に関する評価方法について

当金庫および当金庫グループの自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金や利益準備金、特別積立金等、永年の利益の蓄積による部分が自己資本の大半を占めております。地価の動向や一般貸倒引当金の水準により増減する不確実な部分が全体に占める割合は少なく、自己資本の調達状況については問題ありません。

当金庫および当金庫グループは、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分確保してきたと認識しております。

資本関連情報

2. 自己資本の充実度に関する事項

◆標準的手法のポートフォリオ区分別の内訳

(単位：百万円)

項目	令和3年3月期		令和4年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	405,605	16,224	413,335	16,533
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	393,378	15,735	399,813	15,992
ソブリン向け	11,591	463	9,067	362
金融機関向け	22,061	882	22,148	885
法人等向け	41,890	1,675	47,957	1,918
中小企業等・個人向け	79,972	3,198	80,792	3,231
抵当権付住宅ローン	5,943	237	5,765	230
不動産取得等事業向け	55,278	2,211	54,585	2,183
3月以上延滞等	205	8	45	1
取立未済手形	43	1	45	1
出資等	5,226	209	4,278	171
上記以外	171,165	6,846	175,126	7,005
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	90,898	3,635	90,032	3,601
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,120	124	3,120	124
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	6,055	242	4,926	197
上記以外のエクスポージャー	71,090	2,843	77,046	3,081
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,140	365	10,436	417
ルック・スルー方式	9,140	365	10,436	417
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4,511	180	4,511	180
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,526	741	18,546	741
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	424,132	16,965	431,882	17,275

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（デリバティブ取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引およびデリバティブ取引の与信相当額等です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会および漁業信用基金協会を示します。
 4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーを示します。
 5. 当金庫では、オペレーショナル・リスク・アセットの算出については「基礎的手法」を適用しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク・アセット（基礎的手法）の算出方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=リスク・アセット等合計×4%

資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項

◆信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳

当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。したがって、信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳は、余裕金のみを対象としております。

(単位：百万円)

項目	令和3年3月期		令和4年3月期	
	国内	国外	国内	国外
余裕金	502,790	18,611	555,246	16,151

資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 業種区分	信用リスクエクスポージャー 期末残高合計				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		余裕金		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
製造業	49,638	51,061	47,657	47,859	1,980	3,202	-	-	-	-	27	27
農業、林業	126	398	126	398	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	105	142	105	142	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3,522	2,721	20	34	3,502	2,687	-	-	-	-	-	-
建設業	30,315	33,834	29,976	31,265	339	2,569	-	-	-	-	26	38
電気・ガス・熱供給・水道業	43,725	46,530	815	790	42,910	45,739	-	-	-	-	-	-
情報通信業	4,606	8,828	994	1,544	3,611	7,284	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	11,308	12,135	5,883	6,062	5,425	6,072	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	37,822	41,499	32,428	33,046	5,394	8,452	-	-	-	-	1	2
金融、保険業	286,955	292,041	14,463	22,086	272,490	269,954	1	0	-	-	-	-
不動産業	68,132	45,118	65,004	38,831	3,128	6,287	-	-	-	-	44	8
物品賃貸業	2,775	2,755	2,763	2,743	12	12	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3,362	4,036	3,362	4,036	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	1,233	1,202	1,233	1,202	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	6,098	6,074	6,098	6,074	-	-	-	-	-	-	21	57
生活関連サービス業、娯楽業	5,484	5,325	5,484	5,324	0	0	-	-	-	-	6	6
教育、学習支援業	1,355	1,383	1,355	1,383	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	9,956	10,035	9,956	10,035	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	19,002	18,947	18,992	18,937	10	10	-	-	-	-	28	-
国・地方公共団体等	205,228	246,249	29,710	35,430	175,518	210,819	-	-	-	-	-	-
個人	112,603	133,358	112,603	133,358	-	-	-	-	-	-	21	19
その他	24,207	25,781	-	-	7,077	8,304	-	-	-	-	-	-
業種別合計	927,571	989,464	389,038	400,589	521,401	571,397	1	0	-	-	178	159
1年以下	138,944	122,878	90,858	94,383	48,084	28,493	1	0	-	-	-	-
1年超3年以下	129,984	148,313	52,259	61,718	77,724	86,594	-	-	-	-	-	-
3年超5年以下	63,780	61,699	47,215	50,095	16,564	11,604	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	88,328	88,030	47,381	44,038	40,947	43,991	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	180,099	156,894	53,140	57,309	126,959	99,585	-	-	-	-	-	-
10年超	252,132	315,942	97,634	92,610	154,498	223,331	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	74,300	95,706	547	432	56,623	77,797	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	927,571	989,464	389,038	400,589	521,401	571,397	1	0	-	-	-	-

(注) 1. 余裕金の内訳は、現金・預け金・コールローン・買入金銭債権・商品有価証券・有価証券です。
 2. 令和4年3月期において、不動産業の見直しを行い、一部を個人および他業種へ変更しております。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

◆3月以上延滞エクスポージャーの地域別内訳

当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。また、その他の信用リスクについて、3月以上延滞エクスポージャーはありません。したがって、3月以上延滞エクスポージャーの地域別内訳については、記載を省略しております。

資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆業種別の個別貸倒引当金残高・増減額および貸出金償却額

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		目的使用額		期末残高		当期増減額			
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
製造業	513	491	7	3	491	459	△ 14	△ 28	—	—
農業、林業	14	—	14	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	137	98	46	—	98	67	7	△ 31	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	0	—	—	0	1	0	0	—	—
卸売業、小売業	741	524	—	190	524	411	△ 216	77	—	—
金融、保険業	0	0	—	—	0	0	0	△ 0	—	—
不動産業	691	671	10	—	671	640	△ 10	△ 30	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	—	—	2	6	0	4	—	—
宿泊業	145	145	—	—	145	145	△ 0	—	—	—
飲食業	84	56	36	—	56	64	8	8	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	11	3	9	—	3	7	0	4	1	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	35	—	—	—	—	—	△ 35	—	—	—
その他サービス	36	41	1	3	41	47	6	9	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	28	22	1	4	22	42	△ 4	24	—	—
業種別合計	2,444	2,058	128	201	2,058	1,895	△ 257	38	1	—

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
 2. 令和4年3月期において、不動産業の見直しを行い、一部を個人および他業種へ変更しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 4. 貸出金償却について、業種別区分に未収利息の償却は含まれておりません。なお、業種別合計欄には未収利息の償却が含まれております。

◆リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	令和3年3月期		令和4年3月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	299,887	—	361,271
10%	—	109,617	—	90,100
20%	8,562	113,672	8,646	111,255
35%	—	16,981	—	16,474
50%	129,749	10	156,342	10
75%	—	56,156	—	54,801
100%	10,956	142,454	4,642	147,564
150%	—	4,112	—	3,291
250%	—	35,409	—	35,062
小計	149,268	778,302	169,630	819,833
合計	927,571		989,464	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

◆適格格付機関について

当金庫では、リスク・アセット算出上の資産項目のうち、「法人向け（大企業・中堅企業）債権」については、リスク・ウェイトの判定において、以下の格付機関の格付を参照しております。

	適格格付機関
法人等向け債権（大企業・中堅企業）	
貸出金	R&I、JCR
有価証券	
国内事業債	R&I、JCR
ユーロ円債、サムライ債	R&I、JCR Moody's、S&P

R&I：(株)格付投資情報センター
 JCR：(株)日本格付研究所
 Moody's：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
 S&P：S&Pグローバル・レーティング

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	令和3年3月期		令和4年3月期	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,809	74,598	1,595	75,751
ソブリン向け	－	2,702	－	2,105
金融機関向け	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－
中小企業等・個人向け	1,478	70,838	1,410	72,449
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
3月以上延滞等	－	15	－	26
取立未済手形	－	－	－	－
出資等	－	－	－	－
上記以外の債権及びその他の資産	136	1,043	154	1,170
短期偶発債務	－	－	－	－
特定偶発債務	－	－	－	－
信用供与偶発債務	194	－	29	－
デリバティブ取引	－	－	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

資本関連情報

4. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	31,675	28,581	1,842	1,522				
2	下方パラレルシフト	0	0	2	44				
3	スティープ化	26,847	23,405						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	31,675	28,581	1,842	1,522				
		ホ		へ					
		当期末		前期末					
8	自己資本額	66,769		64,989					

(注) 金利リスクの算出手法の概要等は、下記の「定性的な開示事項」に記載しております。

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要	
(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明	<p>リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理しております。</p> <p>対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としております（但し、株式等金利感応度の算定が困難で、価格変動リスクを別途計量し管理しているもの及び期間の定めがない、または正確な期日を把握することが困難な科目等は除く）。</p> <p>なお、連結子会社は、事業内容、資産・負債の規模、構成にみて、金利リスクの財務に与える影響が軽微であるため、連結決算での計測に含めておりません。</p>
(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明	<p>リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、ALM委員会において期間計画並びにリスクの状況に関する検討を行っております。</p> <p>期中においては、リスク管理の主管部がリスクの状況をモニタリングし、定期的にALM委員会に報告し、業務運営の状況について議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っております。</p>
(ウ) 金利リスク計測の頻度	<p>銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で計測しております。</p>
(エ) ヘッジ等金利リスク削減手法に関する説明	<p>当金庫では、時価変動リスク・資金利益変動リスクの管理を目的とした金利スワップ取引の取扱いはありません。</p>
(2) 金利リスクの算出方法の概要	
(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項	<p>(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 令和4年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.1年です。</p> <p>(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。</p> <p>(c) 流動性預金への満期の割当て方法及びその前提 流動性預金は、契約上の満期がなく一定の残高が長期間銀行に滞留する特徴があること、また金利水準が低いことから、当金庫にとって有利な調達となっております。（この長期間滞留する部分はコア預金と呼ばれます） 当金庫では、コア預金部分の残高および滞留期間の推計のために内部モデルを用いております。具体的には、過去の流動性預金残高の推移の特徴をモデル化し、過去データに基づく預金者行動の特徴にあわせた推計式を用いて、将来残高を算出し満期を割り当てております。 また、推計にあたっては、過去の金利変動時の預金残高の変化や市場金利に対する当金庫預金金利の追随率を考慮しております。</p> <p>(d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 貸出の期限前償還率、定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しております。</p> <p>(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提 金利リスクの算出にあたり、全通貨を対象としており、集計にあたっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しております。</p> <p>(f) スプレッドに関する前提 ΔEVE計算に用いる割引金利は、マーケットデータ（国債金利・スワップ金利）に運用・調達スプレッドを加算した値を使用しております。</p> <p>(g) 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 該当事項はありません。</p> <p>(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 金利リスクの算出方法に変動はありません。</p> <p>(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 重要性については、リスクと収益とのバランスを考慮しながら適正な運用を実施しております。</p>
(イ) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、リスク管理、収益管理等の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	<p>(a) 金利ショックに関する説明 当金庫では、主としてVaR（バリュアット・リスク）を用い、金利による時価変動リスク量を計測しております。</p> <p>(b) 金利リスク計測の前提及びその意味 銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては分散共分散法を採用し、信頼区間を99.0%としております。 また、保有期間については、VaR算定時の保有期間は預金・貸出金等は250日（1年）、有価証券は62日（3か月）としております。</p>

資本関連情報

5. 証券化エクスポージャーおよび出資等エクスポージャーに関する事項

◆保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

該当ありません。

◆出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	6,315	6,315	5,218	5,218
非上場株式等	3,272	3,272	3,272	3,272
合 計	9,587	9,587	8,491	8,491

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
売却益	118	731
売却損	206	60
償却	-	-

資本関連情報

6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,620	12,859
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

リスク管理態勢

◆信用リスク管理について

▶信用リスク管理方針

- 当金庫グループの信用リスク管理方針は以下のとおりです。
- 当金庫グループでは、信用リスクをお取引先の業況・財務状況の悪化、市場取引に関連した発行体の財務状況の悪化等により、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収が困難になり、当金庫グループが損失を被るリスクとして定義しております。
 - 信用リスク量を算出(注1)することにより、当金庫グループが取得している信用リスクのレベルを適切に把握しております。また信用リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠(信用リスク資本枠)の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。

(注1) 信用リスク量の算出とは

お取引先の業況・財務状況の悪化等の可能性の程度を推量することをいいます。当金庫グループでは、こうした可能性を統計的な手法を活用し、一定期間に予想される損失額(信用コスト)と、その予想を超えて損失額が膨らむ場合の最大損失額(信用VaR)等を算出しております。

▶信用リスク管理体制

- 当金庫グループの信用リスク管理体制は以下のとおりです。
- 信用リスク管理の基本規程として「信用リスク管理規程」を制定し、信用格付(注2)の基準、ポートフォリオ管理(注3)、決裁権限等を定めたクレジットポリシー(注4)を明確にし、信用リスク管理に取組んでおります。
 - 組織面では、信用リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には信用コスト、信用VaR等の信用リスク量の算出を融資業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
 - お取引先に対し、経営状況を把握・管理し、経営改善を支援することで、リスク顕在化の未然防止に努めております。

(注2) 信用格付とは

お取引先の信用リスクの程度に応じたランク付けのことで、正確な自己査定および適正な償却・引当の基礎となるものです。

(注3) ポートフォリオ管理とは

与信の構造を様々な切り口からとらえたものです。主に業種別・規模別・信用格付ランク別・債務者区分別等で信用リスクの状況を適切に把握・管理することを目的に行っております。

(注4) クレジットポリシーとは

与信に関して守るべき規範を定義したものです。信用金庫法第1条で、「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」とされており、信用金庫は重い社会的責任を有しています。

▶信用リスク削減手法(担保、保証等)について

信用リスク削減手法とは、当金庫グループが抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、保証等が該当します。当金庫グループでは、自己査定の基本的な取扱いを定めた「資産の自己査定規程」に基づき、担保および保証を「優良担保」「優良保証」「一般担保」「一般保証」に区分しております。

このうち、優良担保の処分可能見込額および優良保証により保全されているものを原則として非分類、一般担保の処分可能見込額および一般保証により保全されているものを原則としてⅡ分類としております。

不動産担保については、不動産担保の評価基準に則って算定される担保評価額を一般担保として計算しております。また、預金による担保は、相殺契約下にあるものを優良担保としており、それ以外の預金は担保・保証としての計算には組み入れておりません。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、株式等、適格保証として中央政府保証、地方公共団体保証等が該当します。

当金庫グループでは、担保に「簡便手法(注5)」を採用し、当金庫が判断した適格担保および適格保証について信用リスク・アセットを削減しております。

(注5) 簡便手法とは

お取引先に対し適格な担保が設定されていた場合、担保による保全部分については取引先のリスク・ウェイトではなく、当該担保のリスク・ウェイトを適用する手法です。

◆市場リスク管理について

▶市場リスク管理方針

- 当金庫グループの市場リスク管理方針は以下のとおりです。
- 当金庫グループでは、市場リスクを金利、株式、為替等の様々なリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランス(注1)を含む)の価値が変動し、当金庫グループが損失を被るリスクと定義しております。
 - 市場リスク量を算出(注2)することにより、当金庫グループが取得している市場リスクのレベルを適切に把握しております。また市場リスクを個別にとらえず、統合的リスク管理の枠組みの中で限度枠(市場リスク資本枠)の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。

(注1) オフバランスとは

資産・負債であっても、バランスシート(=貸借対照表)に計上されないことです。たとえば、先物取引やオプション取引等の取引は、元本を想定して取引を行います。実際に想定元本を払い込んだり、受取るわけではないので、貸借対照表に計上されません。オフバランス取引、または簿外取引ともいわれております。

(注2) 市場リスク量の算出とは

当金庫グループが保有する有価証券(債券・株式)等の価値の変動の程度を推量することをいいます。当金庫グループでは、信用リスク同様、こうした可能性を統計的な手法を活用し算出しております。

▶市場リスク管理体制

- 当金庫グループの市場リスク管理体制は以下のとおりです。
- 市場リスク管理の基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク資本枠を定め、この範囲でリスク量をコントロールしております。
 - 組織面では、市場リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
 - 市場リスク量の算出とは別に、定期的にバックテスト、ストレステスト(注3)等を実施することにより、当金庫グループの経営に与える影響度合いを検証しております。

(注3) バックテスト、ストレステストとは

バックテストとはリスク量の算出後、実際のマーケットでの損失実績とリスク量を比較し、計測手法の信頼性を検証することです。ストレステストとは実際のマーケットでは通常起こり得ないような事態を想定し、その損失の程度をシミュレーションすることです。

▶金利リスク(注4)に関するリスク管理の状況

金利リスクについては、その重要性を認識した上で様々な観点からリスク量を算出しており、貸出金、有価証券等の資産のみならず、預金等の負債を加えた銀行勘定全体で金利リスクをとらえております。

- 金利リスク量の算出における重要事項は以下のとおりです。
- 当金庫グループが統合的リスク管理の枠組みの中で管理している市場リスクは金利リスク・株式リスク等です。
 - 上記金利リスク・株式リスク等は、市場VaR(注5)によりリスク量を算出しております。

(注4) 金利リスクとは

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける価値の変動等をいいます。

(注5) 市場VaRとは

過去のデータをもとに、保有する有価証券等のポートフォリオから将来発生しうる損失額を確率的に算出するリスク算出方法です。

▶株式等運用に関するリスク管理の状況

有価証券全体に占めるウェイトは低位ですが、当金庫グループは債券以外の運用として株式等を保有しております。

株式等の運用においては、「有価証券等資金運用規程」に則り、含み益の確保と安定した配当金の受領等、債券運用による収益の補完を基本的な運用方針とし、価格が一定の水準まで下落した場合の措置として「ロスカット基準・アラーム基準」を設定し、市場VaRによるリスク量の算出とともに、一段の価格下落による損失を回避する体制を整備しております。

また、当該取引に係る会計処理については、当金庫グループが定める「有価証券時価算定基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な処理を行っております。

◆オペレーショナルリスク管理について

▶オペレーショナルリスク管理方針

- 当金庫グループのオペレーショナルリスク管理方針は以下のとおりです。
- 当金庫グループでは、オペレーショナルリスクを事務処理上のミスやシステム障害、役員による不正行為等によって損失が生じるリスクと定義しております。具体的には、「事務リスク」「システムリスク」と「その他オペレーショナルリスク」があり、「その他オペレーショナルリスク」は「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」としております。
 - オペレーショナルリスク量の算出においては、「基礎的手法(注1)」を採用しております。
 - 組織面では、オペレーショナルリスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、重要項目については、両部門よりALM委員会等へ報告する体制としております。

(注1) 「基礎的手法」とは

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた金額の直近3年間の平均値をオペレーショナルリスク相当額とする算出方法です。

▶事務リスク管理方針

- 当金庫グループの事務リスク管理方針は以下のとおりです。
- 当金庫グループでは、役員が正確な事務を怠ったりあるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクを事務リスクと定義しております。
 - 当金庫グループは、常に事務リスク発生の危険度を把握し、すべての業務に対して事務管理の厳正化と事務レベルの引上げを図り、事務リスクの発生を抑制することを基本的な考えとしております。

▶事務リスク管理体制

当金庫グループでは事務リスクの発生を抑制するため、以下の取組みを行っております。

ます。

- ・「事務リスク管理規程」をはじめ、事務取扱いに係る規程・要領等を整備しております。
- ・事務取扱い等に関する職位・職務別の研修等を開催しております。
- ・本部による営業店臨店指導や再発防止を狙いとする他店舗における事務ミス発生事例の情報共有化等、職員教育の充実に努めております。
- ・事務処理方法等について見直し・改善を継続的に行うとともに、業務の自動化やシステム化、本部での事務集中処理等を進めております。
- ・規程・マニュアル等に則り、適正な事務処理が行われているかを、営業店自らが毎月自主的に点検しております。
- ・監査部門が定期的または予告なく立ち入り監査を実施しております。

▶システムリスク管理方針

当金庫グループのシステムリスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、システムリスクをコンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、コンピュータの不正利用等により、当金庫グループが損失を被るリスクと定義しております。
- ・当金庫グループは、システム運用の安全対策を経営の重要課題と位置付け、コンピュータシステムをはじめとする情報資産の保護および外部委託に関する管理体制を整備するとともに、不慮の災害や事故等による各種業務の中断範囲と罹災期間の影響を極小化し、迅速・効率的に必要な業務の再開ができる態勢を構築することを基本的な考えとしております。

▶システムリスク管理体制

当金庫グループではシステムリスクの発生を抑制するため、以下の取組みを行っております。

- ・「システムリスク管理規程」「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」「情報資産保護に関する安全対策マニュアル（セキュリティスタンダード）」を制定し、これらに則った安全対策を推進するとともに、これらの解説編を作成し、役職員のシステムリスクやセキュリティに対する意識醸成を図っております。
- ・金融機関の中核システムとなる勘定系オンラインシステムについては、しんぎん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。通信回線等の二重化や元帳データ等の重要データを保管するバックアップセンターを遠隔地に設置する等、万一の場合に備えた態勢を構築しております。
- ・各種システムの故障、災害等によるシステムの停止を想定した規程・マニュアルを定め、これに基づいた非常時の対応訓練を実施しております。
- ・不正アクセス対策、盗難対策、ウィルス対策等、システムの重要度、リスクの大きさに合わせた適切なセキュリティの確保・強化に努めております。
- ・金庫組織内にCSIRT(注2)を常設し、金庫内ネットワークへの不正侵入、標的型メール、DDoS攻撃、ホームページの改ざん等のサイバー攻撃に的確・迅速に対応する態勢を構築しております。

(注2) CSIRT（シーサート）とは
Computer Security Incident Response Teamの略で、サイバー攻撃などのセキュリティインシデントに対応する専門チームのことです。

▶その他オペレーショナルリスク管理方針等

当金庫グループのその他オペレーショナルリスク管理方針等は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、オペレーショナルリスクのうち事務リスクおよびシステムリスクを除いたリスクをその他オペレーショナルリスクと定義しております。
- ・当該リスクはいわゆる不確実なリスクに該当するため、常日頃から仮に顕在化した場合の経営に対する多大な影響を十分認識し、本部・営業店・関連会社一体となった管理を徹底しております。

◆流動性リスク管理について

▶流動性リスク管理方針

当金庫グループの流動性リスク管理方針は以下のとおりです。

- ・当金庫グループでは、流動性リスクを金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（市場流動性リスク）と定義しております。
- ・支払準備資産確保の観点から流動性に配慮した資金運用と流動性リスクを意識した厳格な資金繰り管理を行うこととしております。

▶流動性リスク管理体制

当金庫グループの流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・「流動性リスク管理規程」「資金繰りマニュアル」等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。
- ・組織面では、流動性リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。
- ・資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部門がチェックする体制を徹底しております。
- ・ALM委員会および理事会に対しては、支払準備率(注)の報告等を行っております。

(注) 支払準備率とは

支払準備資産（現金、預け金、有価証券等）を定期預金（含む譲渡性預金）の10%と要求預金の30%の合計額で除したもので、預金の払い戻し資金がどの程度準備されているかを表す指標です。

◆その他のリスク管理状況について

▶危機管理体制について

当金庫グループでは、大規模災害・システム障害等が発生した際に、お客さまや地域社会に与える影響を最小限に留めることができるよう、各種災害を想定したマニュアルを整備しております。さらに、その実効性を向上させるべく定期的に訓練を実施し、災害への対応力強化に努めております。

また、災害発生時や感染症流行時に果たすべき責務を最大限円滑に遂行するため、「業務継続計画規程」を策定する等、業務継続体制の整備に取り組んでおります。

▶派生商品取引・長期決済期間取引について

当金庫グループの派生商品取引（デリバティブ取引）の取扱いについては、固定長期貸出や外国為替等に係るリスクヘッジ(注1)の目的で行う金利スワップ取引(注2)、為替先物予約取引等があります。

派生商品取引には市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクに対しては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形での管理、信用リスクに対しては、総与信取引における保全枠との一体的な管理によりリスクを限定するなど、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。

また、取引金額においても、金利スワップ取引は取扱いがなく、為替先物予約取引は取扱いが少額であることから、派生商品取引が経営に影響を与えることはありません。

なお、本取引の限度枠等の管理については「スワップ取扱い規程」等の基本規程に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(注1) リスクヘッジとは
リスクの防止あるいは軽減を試みることです。

(注2) 金利スワップ取引とは
同一通貨間で異なる金利を将来にわたって交換する取引のことで、最も一般的なものは、変動金利と固定金利を交換する取引です。

▶証券化(注3)エクスポージャーについて

当該投資証券にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「証券化・再証券化エクスポージャー取扱基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。なお、信用リスク・アセットの額の算出は標準的手法を採用しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理マニュアル」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は以下のとおりです。

- ・国内法人向けエクスポージャー
格付投資情報センター（R&I）
日本格付研究所（JCR）
- ・海外中央政府・海外企業向けまたは国内法人の海外現地法人向けエクスポージャー
格付投資情報センター（R&I）
日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(注3) 証券化とは
金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組替え、第三者に売却して流動化することを指します。
一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行わず、有価証券投資の一環として購入した投資家としての証券化エクスポージャーを保有していません。

連結財務諸表

◆連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)		
現金及び預け金	123,497	138,630
コールローン	1,804	804
買入金銭債権	295	237
有価証券	410,348	441,009
貸出金	385,927	396,565
外国為替	82	190
その他資産	6,229	6,292
有形固定資産	13,252	13,354
建物	2,809	2,662
土地	9,326	9,701
その他の有形固定資産	1,116	991
無形固定資産	177	140
ソフトウェア	153	117
その他の無形固定資産	24	23
退職給付に係る資産	106	158
繰延税金資産	5	627
債務保証見返	2,630	3,495
貸倒引当金	△ 2,659	△ 2,411
資産の部合計	941,698	999,095

科目	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
(負債の部)		
預金積金	860,998	920,798
借入金	63	60
その他負債	2,388	2,319
役員賞与引当金	17	21
退職給付に係る負債	426	393
役員退職慰労引当金	186	168
その他の引当金	202	146
繰延税金負債	907	0
再評価に係る繰延税金負債	1,330	1,330
債務保証	2,630	3,495
負債の部合計	869,152	928,736
(純資産の部)		
出資金	1,550	1,585
利益剰余金	62,745	64,852
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	64,296	66,437
その他有価証券評価差額金	4,870	542
土地再評価差額金	3,180	3,180
評価・換算差額等合計	8,051	3,722
非支配株主持分	197	199
純資産の部合計	72,545	70,359
負債及び純資産の部合計	941,698	999,095

◆連結損益計算書

(単位：千円)

科目	前連結会計年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	当連結会計年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
経常収益	11,999,429	12,257,506
資金運用収益	8,679,274	8,917,424
貸出金利息	5,110,229	5,225,880
預け金利息	118,018	124,231
コールローン利息	8,007	641
有価証券利息配当金	3,362,926	3,487,099
その他の受入利息	80,092	79,571
役員取引等収益	1,333,551	1,355,803
その他業務収益	913,779	417,444
その他経常収益	1,072,822	1,566,834
貸倒引当金戻入益	184,847	46,525
償却債権取立益	21,103	23,604
その他の経常収益	866,872	1,496,704
経常費用	9,734,552	9,311,269
資金調達費用	329,570	252,489
預金利息	316,664	241,601
給付補填備金繰入額	9,475	7,479
借入金利息	1,667	1,586
その他の支払利息	1,762	1,821
役員取引等費用	766,898	730,580
その他業務費用	409,317	686,029
経費	7,794,208	7,501,193
その他経常費用	434,557	140,975
貸出金償却	2,066	-
その他の経常費用	432,491	140,975
経常利益	2,264,877	2,946,237

科目	前連結会計年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	当連結会計年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
特別利益	-	4,066
固定資産処分益	-	260
その他の特別利益	-	3,805
特別損失	94,775	2,805
固定資産処分損	94,775	1,898
その他の特別損失	-	907
税金等調整前当期純利益	2,170,101	2,947,497
法人税、住民税及び事業税	440,305	710,614
法人税等調整額	150,096	98,021
法人税等合計	590,401	808,635
当期純利益	1,579,699	2,138,861
非支配株主に帰属する当期純利益	7,966	2,065
親会社株主に帰属する当期純利益	1,571,732	2,136,796

◆連結剰余金計算書

(単位：千円)

科目	前連結会計年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	当連結会計年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
利益剰余金期首残高	61,216,636	62,745,802
利益剰余金増加高	1,571,732	2,136,796
親会社株主に帰属する当期純利益	1,571,732	2,136,796
利益剰余金減少高	42,566	30,348
配当金	29,932	30,348
土地再評価差額金取崩額	12,634	-
利益剰余金期末残高	62,745,802	64,852,251

連結財務諸表に関する注記

※連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社 セイしんビジネス㈱、㈱青葉リースの2社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等はありません。
- 持分法の適用に関する事項
該当ありません。
- 連結される子会社の事業年度等に関する事項
連結される子会社の決算日は、すべて3月31日であります。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

※連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(注)子会社の定義は、信用金庫法第32条第6項に基づいております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております(但し、車両については定率法による)。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物…10年～50年 動産…5年～20年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫及び連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている貸倒・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間予想損失額を見込んで計上しております。
破綻懸念先のうち担保、保証でカバーされない債権額が一定以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、その債権額の規模に応じて、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法、または債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は貸出内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注先」という)のうち、当該債務者の債権の全額又は一部が要管理債権である債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、「要管理先」以外の要注先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失発生期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正(13.重要な会計上の見積り(2)②見積り金額の算出方法参照)を加えた予想損失率によって算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び本部資産査定担当が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は465百万円であります。
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法であります。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数(13年)による定率法により算出した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理
「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。
なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
当金庫及び連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に相当する年金資産の額を合理的に計算することができないが、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額・最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
②制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金拠出割合(令和3年3月31日現在)
0.6041%
- 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円と年金財政計算上の別途積立金93,511百万円との差額であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金114百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 当金庫及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による方法であります。
13. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえた貸倒引当金の見積り

- (1)連結財務諸表に計上した金額
貸倒引当金2,411百万円
- (2)見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
 - ①見積り金額の算出に用いた仮定
債務者区分の判定における各債務者の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。また、当連結会計年度末において新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う静岡県経済への影響は今後も続くものと想定し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた要注意先のうち、業況および財務内容に問題を抱える特定の債務者については、特に返済能力への影響等が懸念され、当金庫の貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。
 - ②見積り金額の算出方法
重要な会計方針として6に記載しております。なお、必要な修正については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた要注意先のうち、業況および財務内容に問題を抱える特定の債務者に係る債権について、今後の損失額拡大の発生可能性の程度を見積もって予想損失率の必要な修正を行い、貸倒引当金を138百万円追加計上しております。
 - ③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響
新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

14. 当金庫の理事及び監事の報酬の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額はありません。
15. 有形固定資産の減価償却累計額7,889百万円
16. 有形固定資産の圧縮債引累計額473百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、買入金債権、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見込の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,617百万円
危険債権額	12,084百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	—百万円
合計額	13,702百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に陥っていること、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会業務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分でき権利を有しておりますが、その額面金額は、1,712百万円であります。
19. 内国為替決済、支払保証の担保として定期預金 30,100百万円、日銀当座貸越担保及び静岡県他収納代理店担保として有価証券等5,894百万円をそれぞれ差し入れております。
また、その他の資産には、保証金61百万円が含まれております。
20. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差益に係る税金相当額を控除した金額を「土地再評価差益」として純資産の部に計上しております。なお、評価差益に係る税金相当額は「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上しております。
再評価を行った年月日：平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は4,224百万円

21. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,150百万円であります。
22. 出資1口当たりの純資産額 22,128円14銭
23. 金融商品の状況に関する事項

- (1)金融商品に対する取組み方針
当金庫グループは預金業務、融資業務及び資金運用業務等の金融業務を行っております。近時、金融の自由化・IT化等の進展に伴い、金融業務・金融商品は急速に複雑・多様化しており、金融機関が抱えるリスクはますます拡大しています。当金庫グループではこうした金融環境において、健全性の確保と収益性の向上を図っていくためには、金融業務・金融商品に係る様々なリスクを総括として正確に把握する必要があるという認識のもと、「統合的リスク管理方針」を制定しております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として営業地域内のお客さまに対する貸出金及び資金運用に係る預け金、有価証券です。有価証券は、主に債券、株式等であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。その他、派生商品取引(デリバティブ取引)として、外国為替等に係るリスクヘッジの目的で行う為替先物取引等がありますが、取引金額は少額であり、経営に影響を与えることはありません。これらの資産は、信用リスク(貸出金信用リスク・市場信用リスク)、市場リスク(金利リスク・株式リスク・為替リスク等)等に晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、金利変動リスク、資金調達に係る流動性リスク等に晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
当金庫グループではこうした運用・調達に係る管理対象リスクを、統合的リスク管理態勢の関連規程(信用リスク管理規程・市場リスク管理規程・流動性リスク管理規程等)で定めております。「統合的リスク管理方針」に基づく当金庫グループの統合的リスク管理体制は、理事会を最高意思決定機関、ALM委員会をリスク管理統括機関としております。また、率利機転を強化するためにリスク管理主部門とリスク管理担当部門を区分し各部署と役割分担をより明確にしております。毎月開催されるALM委員会では、リスク量の算出に基づく「リスク資本配賦運営」やリスク量の算出が困難なリスクに対する重要事項の管理状況等について検証・報告しております。金融商品に係る主要なリスク管理体制は以下のとおりです。

- ①信用リスクの管理体制
信用リスク管理の基本規程として「信用リスク管理規程」を制定し、信用格付の基準、ポートフ

オリオ管理、決裁権限等を定めたクレジットポリシーを明確にし、信用リスク管理に取組んでおります。組織面では、信用リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、信用コスト、信用V a R等の信用リスク量の算出を融資業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。

また、お取引先に対し、経営状況を把握・管理し、経営改善を支援することで、リスク顕在化の未然防止に努めております。

②市場リスクの管理体制

(i)市場リスクの管理

市場リスクの基本規程として「市場リスク管理規程」を制定し、市場リスク資本枠、有価証券等運用に係るリスク資本枠を定め、この範囲でリスク量をコントロールしております。組織面では、市場リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分しております。具体的には、市場リスク量の算出を運用業務から独立した主管部門が行うなど、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。

また、通常の市場リスク量の算出とは別に、定期的バックテスト、ストレステスト等を実施することにより、当金庫グループの経営に与える影響度合いを検証しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは為替の変動リスクに関して、主として為替先物予約取引を利用しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、A L M委員会で決定された「余裕金運用方針」に基づき「有価証券等資金運用規程」に従い行われております。このうち市場資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、運用限度枠の設定のほか、損失限度枠管理や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

運用限度枠・損失限度枠についてはA L M委員会で決定し、理事会に報告を行っております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事後管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに「有価証券等資金運用規程」、「スワップ取扱い規程」等に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主な金融商品は、貸出金、有価証券、預け金及び預金等であり、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク資本枠の範囲内となるように管理しております。

当金庫グループのV a Rは分散共分散法（保有期間は有価証券3ヵ月、貸出金・預金等1年、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和4年3月31日現在の市場リスク量（損失額の推測値）は、全体で6,541百万円です。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスク管理体制

流動性リスクの基本規程として「流動性リスク管理規程」[資金繰りマニュアル]等を整備し、不測の事態に速やかに対処できる体制を整えております。組織面では、流動性リスク管理に関する主管部門と担当部門を明確に区分し、相互牽制機能が十分に発揮される体制を整備しております。主に資金繰りリスクについては、担当部門が日次・週次・月次の資金繰り表に基づき資金繰りを行い、これを主管部門がチェックする体制を徹底しております。

また、A L M委員会及び理事会に対しては、支払準備率等の重要な指標を報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

科 目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預け金	138,630	138,663	33
(2) 有価証券 その他有価証券	440,834	440,834	-
(3) 貸出金(※1) 貸倒引当金(※2)	396,565 △2,398	396,947	2,780
金融資産計	973,631	976,444	2,813
(1) 預金積金 金融負債計	920,798 920,798	920,999	201

(※1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)現金及び預け金

現金及び預け金の時価は、将来キャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利を用いております。なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、25、26に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している金額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外の内、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外の内、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利（T O N A、スワップ）で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して将来キャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	128
信金中央金庫出資金(※1)	3,120
組合出資金(※2)	47
合 計	3,296

(※1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預け金 有価証券	85,530	53,100	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの 貸出金(※)	27,018 57,617	86,248 111,163	105,964 101,066	201,303 91,145
合 計	170,165	250,511	207,030	292,448

(※) 貸出金のうち、延滞貸出金、当座貸越等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 預金積金の連結決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	516,040	27,491	12	694
合 計	516,040	27,491	12	694

(※) 預金積金のうち、要求払預金及び期間の定めのないものは含まれておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

以下、26まで同様であります。

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,902	3,901	1,001
	債券	142,961	141,675	1,286
	国債	4,369	4,144	225
	地方債	59,941	59,591	350
	短期社債	-	-	-
	社債	78,650	77,940	710
	その他	21,003	18,444	2,558
	小 計	168,866	164,021	4,845
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	162	174	△12
	債券	258,257	262,171	△3,914
	国債	23,162	23,891	△729
	地方債	107,769	109,583	△1,814
	短期社債	-	-	-
	社債	127,324	128,695	△1,371
	その他	13,548	13,734	△186
	小 計	271,967	276,081	△4,113
合 計		440,834	440,102	731

26. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,750	731	△60
債券	76,903	324	△245
国債	5,478	29	△64
地方債	10,586	0	△85
短期社債	-	-	-
社債	60,838	294	△95
その他	346	15	△4
合 計	82,001	1,072	△309

27. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、143,276百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,433百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫及び連結される子会社のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約額度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,532百万円
年金資産（時価）	1,351
未積立退職給付債務	△180
会計基準変更時差の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	△54
未認識過去勤務費用（債務の減額）	-
連結貸借対照表計上額の純額	△235
退職給付に係る資産	158
退職給付に係る負債	△393

29. 会計方針の変更

(1)収益認識に関する会計基準

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首より前までに税込方式によって消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

(2)時価の算定に関する会計基準

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、この変更による連結財務諸表への影響はありません。

30.表示方針の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

※連結損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 683円 87銭

連結業績・経営指標

◆事業の概要

当金庫グループの連結経常収益は、122億57百万円と当金庫の貸出金利息収入の増加等を主因に、前期比2億58百万円の増収となりました。

また、連結経常費用は、93億11百万円と当金庫の経費減少等を主因に前期比4億23百万円の減少となりました。

この結果、連結ベースでの経常利益は29億46百万円と前期比6億81百万円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は21億36百万円と前期比5億65百万円の増益となりました。

なお、連結自己資本比率は、15.56%と前期比0.13ポイントの上昇となりました。

◆事業の種類別セグメント情報

当金庫および連結子会社は信用金庫業務以外に人材派遣業、リース業などの事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに対する割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

◆直近5事業年度の状況

(単位：利益千円、残高百万円、%)

	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
連結経常収益	12,431,961	12,787,136	11,873,126	11,999,429	12,257,506
連結経常利益	2,203,476	2,295,141	2,017,795	2,264,877	2,946,237
親会社株主に帰属する当期純利益	1,577,898	1,635,574	1,429,449	1,571,732	2,136,796
連結純資産額	68,252	71,390	70,196	72,545	70,359
連結総資産額	801,626	837,330	860,685	941,698	999,095
連結自己資本比率	17.47	16.28	15.36	15.43	15.56

◆連結リスク管理債権の状況

当金庫の各連結子会社には「貸出金」のほか、開示対象となる債権がないため、連結ベースの「リスク管理債権」は金庫単体ベースのものと同じ内容となっております。

◆貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
一般貸倒引当金	599	507
個別貸倒引当金	2,059	1,904
合計	2,659	2,411

(注) 当金庫グループは国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は記載を省略しております。

◆貸倒引当金の期中増減額

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
一般貸倒引当金	73	△92
個別貸倒引当金	△387	△155
合計	△313	△247

連結資本関連情報

1. 自己資本の構成に関する事項

◆連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期
コア資本に係る基礎項目 …………… (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	64,265	66,406
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,550	1,585
うち、利益剰余金の額	62,745	64,852
うち、外部流出予定額 (△)	30	31
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	730	590
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	730	590
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	609	406
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	63	39
コア資本に係る基礎項目の額…………… (イ)	65,668	67,442
コア資本に係る調整項目 …………… (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く) の額の合計額	177	140
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	177	140
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	106	158
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る) に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額…………… (ロ)	283	299
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) …………… (ハ)	65,384	67,143

◆連結自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期
リスク・アセット等 …………… (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	405,136	412,807
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,086	3,086
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	4,511	4,511
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,467	18,488
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 …………… (二)	423,604	431,295
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	15.43%	15.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

- ◆自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関などであって信用金庫の子会社であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社はありません。
- ◆自己資本比率告示第3条の規定により、当金庫グループに属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき、連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ◆当金庫グループに属するが、会計連結範囲に含まれない会社及び当金庫グループに属さないものの、会計連結に含まれる会社はありません。
- ◆当金庫グループ内において、自己資本にかかる支援は行っておりません。

連結資本関連情報

2. 自己資本の充実度に関する事項

◆標準的手法のポートフォリオ区分別の内訳

(単位：百万円)

項目	令和3年3月期		令和4年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	405,136	16,205	412,807	16,512
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	392,910	15,716	399,284	15,971
ソブリン向け	11,591	463	9,067	362
金融機関向け	22,061	882	22,148	885
法人等向け	41,890	1,675	47,957	1,918
中小企業等・個人向け	79,972	3,198	80,792	3,231
抵当権付住宅ローン	5,943	237	5,765	230
不動産取得等事業向け	55,278	2,211	54,585	2,183
3月以上延滞等	205	8	45	1
取立未済手形	43	1	45	1
出資等	5,204	208	4,256	170
上記以外	170,719	6,828	174,619	6,984
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	90,898	3,635	90,032	3,601
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,120	124	3,120	124
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	6,055	242	4,926	197
上記以外のエクスポージャー	70,643	2,825	76,540	3,061
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,140	365	10,436	417
ルック・スルー方式	9,140	365	10,436	417
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4,511	180	4,511	180
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,467	738	18,488	739
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	423,604	16,944	431,295	17,251

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（デリバティブ取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引およびデリバティブ取引の与信相当額等です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会および漁業信用基金協会を示します。
 4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーを示します。
 5. 当金庫グループでは、オペレーショナル・リスク・アセットの算出については「基礎的手法」を適用しております。
- <オペレーショナル・リスク・アセット（基礎的手法）の算出方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
6. 連結総所要自己資本額=リスク・アセット等合計×4%

連結資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項

◆信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳

当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。したがって、信用リスクに関するエクスポージャーの地域別内訳は、余裕金のみを対象としております。

(単位：百万円)

	令和3年3月期		令和4年3月期	
	国内	国外	国内	国外
余裕金	502,768	18,611	555,224	16,151

連結資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な業種別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分	信用リスクエクスポージャー 期末残高合計		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		余裕金		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクスポージャー	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
製造業	49,638	51,061	47,657	47,859	1,980	3,202	-	-	27	27
農業、林業	126	398	126	398	-	-	-	-	-	-
漁業	105	142	105	142	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	3,522	2,721	20	34	3,502	2,687	-	-	-	-
建設業	30,315	33,834	29,976	31,265	339	2,569	-	-	26	38
電気・ガス・熱供給・水道業	43,725	46,530	815	790	42,910	45,739	-	-	-	-
情報通信業	4,606	8,828	994	1,544	3,611	7,284	-	-	-	-
運輸業、郵便業	11,308	12,135	5,883	6,062	5,425	6,072	-	-	-	-
卸売業、小売業	37,822	41,499	32,428	33,046	5,394	8,452	-	-	1	2
金融、保険業	286,955	292,041	14,463	22,086	272,490	269,954	1	0	-	-
不動産業	68,132	45,118	65,004	38,831	3,128	6,287	-	-	44	8
物品賃貸業	863	843	863	843	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3,362	4,036	3,362	4,036	-	-	-	-	-	-
宿泊業	1,233	1,202	1,233	1,202	-	-	-	-	-	-
飲食業	6,098	6,074	6,098	6,074	-	-	-	-	21	57
生活関連サービス業、娯楽業	5,484	5,325	5,484	5,324	0	0	-	-	6	6
教育、学習支援業	1,355	1,383	1,355	1,383	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	9,956	10,035	9,956	10,035	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	18,992	18,937	18,992	18,937	-	-	-	-	28	-
国・地方公共団体等	205,228	246,249	29,710	35,430	175,518	210,819	-	-	-	-
個人	112,603	133,358	112,603	133,358	-	-	-	-	21	19
その他	25,660	27,174	-	-	7,077	8,304	-	-	-	-
業種別合計	927,102	988,935	387,138	398,689	521,379	571,375	1	0	178	159
1年以下	137,544	121,278	89,458	92,783	48,084	28,493	1	0	-	-
1年超3年以下	129,484	148,013	51,759	61,418	77,724	86,594	-	-	-	-
3年超5年以下	63,780	61,699	47,215	50,095	16,564	11,604	-	-	-	-
5年超7年以下	88,328	88,030	47,381	44,038	40,947	43,991	-	-	-	-
7年超10年以下	180,099	156,894	53,140	57,309	126,959	99,585	-	-	-	-
10年超	252,132	315,942	97,634	92,610	154,498	223,331	-	-	-	-
期間の定めのないもの	75,731	97,077	547	432	56,601	77,775	-	-	-	-
残存期間別合計	927,102	988,935	387,138	398,689	521,379	571,375	1	0	-	-

- (注) 1. 余裕金の内訳は、現金・預け金・コールローン・買入金銭債権・商品有価証券・有価証券です。
 2. 令和4年3月期において、不動産業の見直しを行い、一部を個人および他業種へ変更しております。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆3月以上延滞エクスポージャーの地域別内訳

当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、貸出金に関する信用リスクの全てが国内に帰属します。また、その他の信用リスクについて、3月以上延滞エクスポージャーはありません。したがって、3月以上延滞エクスポージャーの地域別内訳については、記載を省略しております。

連結資本関連情報

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを除く)

◆業種別の個別貸倒引当金残高・増減額および貸出金償却額

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		目的使用額		期末残高		当期増減額			
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
製造業	513	491	7	3	491	460	△14	△28	-	-
農業、林業	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	138	99	46	-	99	67	7	△31	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	0	-	-	0	1	0	0	-	-
卸売業、小売業	742	525	-	190	525	411	△217	76	-	-
金融、保険業	0	0	-	-	0	0	0	△0	-	-
不動産業	691	671	10	-	671	640	△10	△30	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	-	-	2	6	0	4	-	-
宿泊業	145	145	0	-	145	145	△0	-	0	-
飲食業	84	56	36	-	56	73	8	16	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	11	3	9	-	3	7	0	4	1	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	35	0	-	-	0	-	△35	△0	-	-
その他サービス	37	41	1	3	41	47	6	9	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	28	22	1	4	22	42	△4	24	-	-
業種別合計	2,447	2,059	129	201	2,059	1,904	△258	45	2	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
 2. 令和4年3月期において、不動産業の見直しを行い、一部を個人および他業種へ変更しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 4. 貸出金償却について、業種別区分に未収利息の償却は含まれておりません。なお、業種別合計欄には未収利息の償却が含まれております。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	令和3年3月期		令和4年3月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	299,887	-	361,271
10%	-	109,617	-	90,100
20%	8,562	113,672	8,646	111,255
35%	-	16,981	-	16,474
50%	129,749	10	156,342	10
75%	-	56,156	-	54,801
100%	10,956	141,986	4,642	147,035
150%	-	4,112	-	3,291
250%	-	35,409	-	35,062
小計	149,268	777,834	169,630	819,304
合計	927,102	927,102	927,102	927,102

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分していません。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

◆適格格付機関について

当金庫グループでは、リスク・アセット算出上の資産項目のうち、「法人向け（大企業・中堅企業）債権」については、リスク・ウェイトの判定において、以下の格付機関の格付を参照しております。

	適格格付機関
法人等向け債権（大企業・中堅企業）	
貸出金	R&I、JCR
有価証券	
国内事業債	R&I、JCR
ユーロ円債、サムライ債	R&I、JCR Moody's、S&P

R&I：(株)格付投資情報センター
 JCR：(株)日本格付研究所
 Moody's：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
 S&P：S&Pグローバル・レーティング

連結資本関連情報

4. 信用リスクおよび証券化エクスポージャーに関する事項

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		令和3年3月期		令和4年3月期	
	信用リスク削減手法	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,809	74,598	1,595	75,751	
ソブリン向け		—	2,702	—	2,105	
金融機関向け		—	—	—	—	
法人等向け		—	—	—	—	
中小企業等・個人向け		1,478	70,838	1,410	72,449	
抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	
不動産取得等事業向け		—	—	—	—	
3月以上延滞等		—	15	—	26	
取立未済手形		—	—	—	—	
出資等		—	—	—	—	
上記以外の債権及びその他の資産		136	1,043	154	1,170	
短期偶発債務		—	—	—	—	
特定偶発債務		—	—	—	—	
信用供与偶発債務		194	—	29	—	
デリバティブ取引		—	—	—	—	

(注) 当金庫グループは、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

◆保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

該当ありません。

連結資本関連情報

5. 出資等エクスポージャーに関する事項

◆出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

単体（静清信用金庫）と同様です。ただし、子会社株式が相殺されています。

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

◆出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単体（静清信用金庫）と同様です。

連結資本関連情報

6. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー

単体（静清信用金庫）と同様です。

連結資本関連情報

7. 金利リスクに関する事項

単体（静清信用金庫）と同様です。

その他情報

◆報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当金庫の経営会議において決定後、理事会に報告しております。

各理事の賞与額につきましては、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の経営会議において決定後、理事会に報告しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	177

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」133百万円、「賞与」20百万円、「退職慰労金」22百万円となっております。
 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年金融庁告示第22号）第2条1項3号、4号及び6号並びに第3条1項3号、4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。
 3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

子会社等の概要

(令和4年3月31日現在)

静清信用金庫

子会社

せいしんビジネス 株式会社

1 所在地	静岡県駿河区八幡1丁目4番16号
2 電話番号	(054)281-8577
3 設立年月日	昭和62年10月31日
4 資本金	10,000千円
5 純資産額	55,925千円
6 総資産額	79,493千円
7 当金庫議決権比率	100%
8 子会社等議決権比率	—
9 主要業務内容	特定貨物自動車運送事業、人材派遣

子会社

株式会社 青葉リース

1 所在地	静岡市葵区昭和町2番地の2
2 電話番号	(054)255-7691
3 設立年月日	平成3年5月29日
4 資本金	20,000千円
5 純資産額	498,087千円
6 総資産額	2,466,231千円
7 当金庫議決権比率	60%
8 子会社等議決権比率	—
9 主要業務内容	各種機械、機器並びに器具等のリース、商業設備、工業設備、車両、各種設備並びに什器備品のリース

開示項目一覧

信用金庫法第89条(銀行法第21条の準用)に基づく開示項目

単体 (信用金庫法施行規則第132条)

ページ

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	05
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	05
(3) 会計監査人の氏名又は名称	16
(4) 事務所の名称及び所在地	13
2. 金庫の主要な事業内容	05
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概要	02
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
ア. 経常収益	02
イ. 経常利益又は経常損失	02
ウ. 当期純利益又は当期純損失	02
エ. 出資総額及び出資総口数	02
オ. 純資産額	02
カ. 総資産額	02
キ. 預金積金残高	02
ク. 貸出金残高	02
ケ. 有価証券残高	02
コ. 単体自己資本比	02
サ. 出資に対する配当金	02
シ. 職員数	02
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
ア. 主要な業務の状況を示す指標	
(ア) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	19
(イ) 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	19
(ウ) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	19
(エ) 受取利息及び支払利息の増減	19
(オ) 総資産経常利益率	19
(カ) 総資産当期純利益率	19
イ. 預金に関する指標	
(ア) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	20
(イ) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	20
ウ. 貸出金等に関する指標	
(ア) 手形貸付、証券貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	21
(イ) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	21
(ウ) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	22
(エ) 使途別の貸出金残高	21
(オ) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	21
(カ) 預貸率の期末値及び期中平均値	22
エ. 有価証券に関する指標	
(ア) 商品有価証券の種類別の平均残高	23
(イ) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	24
(ウ) 有価証券の種類別の平均残高	23
(エ) 預証率の期末値及び期中平均値	23
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	09・33・34
(2) 法令等遵守の体制	11
(3) 中小企業支援・地域活性化への取組み	03・04
(4) 金融ADR制度への対応	12
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	15・16
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
ア. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	22
イ. 危険債権	22
ウ. 三月以上延滞債権に該当する貸出金	22
エ. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	22
オ. 正常債権	22
(3) 自己資本充実の状況	09・25~34
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
ア. 有価証券	23・24
イ. 金銭の信託	23
ウ. デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)	24
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	22
(6) 貸出金償却の額	29
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	16
6. 報酬体系について	45

連結 (信用金庫法施行規則第133条)

ページ

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	45
(2) 金庫の子会社等に関する事項	
ア. 名称	45
イ. 主たる営業所又は事務所の所在地	45
ウ. 資本金又は出資金	45
エ. 事業の内容	45
オ. 設立年月日	45
カ. 金庫が有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	45
キ. 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	45
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概要	38
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	
ア. 経常収益	38
イ. 経常利益又は経常損失	38
ウ. 当期純利益又は当期純損失	38
エ. 純資産額	38
オ. 総資産額	38
カ. 連結自己資本比率	38
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金処分計算書	35
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
ア. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	38
イ. 危険債権	38
ウ. 三月以上延滞債権に該当する貸出金	38
エ. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	38
オ. 正常債権	38
(3) 自己資本充実の状況	09・33・34・39~44
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	38
4. 報酬体系について	45

任意開示項目

ページ

1. 沿革	06
2. 総代会制度	07・08
3. マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策基本方針	10
4. お客さまの満足度向上に向けた取組み	12
5. 店舗のご案内	13



発行/経営企画部

〒420-0033 静岡市葵区昭和町2番地の1 TEL(054)254-8881(代) FAX(054)221-9155

■ホームページ URL:<https://www.seishin-shinkin.co.jp>

※詳しくは当金庫本支店窓口までお問い合わせください。

